「JCOG プロトコールマニュアル ver3.0」

ver2.0 からの主な変更箇所

2015/4/28

章	おもな変更点と概要	20
•	青字・太字 v3.0 より新たに追加した章	
0章	0.5.予定登録数と研究期間 (研究期間:登録期間、追跡期間、解析期間(1年))	
1章	更新なし	
2章	2.4.5.割付調整因子 ※割付調整因子設定根拠解説の追加	
	2.8.JCOG-バイオバンク・ジャパン(BBJ)連携バイオバンク 2.9.QOL 調査(実施する場合のみ) 2.10.複数試験登録について(実施する場合のみ)	
3章	更新なし	
4章	4.2.除外規準	
	※除外規準の設定についての解説を追加	
5章	多段階登録の場合の手順を追記	
6章	6.4.併用療法支持療法 大幅加筆	
	6.4.1.「B 型肝炎治療ガイドライン 第 2 版(日本肝臓学会)」の追加	
	6.4.2.「発熱性好中球減少症」各種ガイドラインへの対応	
	6.4.2.「インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン」	
7章	予期される有害事象の記載を整理	
	手術がプロトコール治療に含まれる試験での「全身麻酔により予期される合併症」を追加	
8章	登録までに行う検査の事例を明記	
9章	CRF と eCRF の記載を追加	
	CRF(およびデータ)保管の記載を追加	
10 章	「JCOG 安全性情報ガイドライン」から「JCTN ガイドライン」に更新	
	10.1.報告義務のある有害事象	
	※急送報告、通常報告の廃止→緊急報告に1本化	
	※緊急報告対象外の有害事象は試験毎に決定する	
	10.2.施設研究責任者の報告義務と報告手順	
	※緊急報告期限のまとめ	
	10.3. 研究代表者/研究事務局の責務	
	10.4.参加施設(当該施設を含む)の施設研究責任者の対応	
44 🚓	10.5.有害事象発生施設の研究機関の長の対応	
11 章	11.1.効果判定	
	※効果判定規準「 <u>RECISTv1.1」</u> に更新 11.2.解析対象集団の定義	
	TT.Z.所が対象来回の定義 ※CONSORT 対応シェーマを作成	
	※適格性と解析対象集団についての解説の追加	
	11.3.エンドポイントの定義	
	※イベント定義表の追加	
	※各エンドポイントのイベント定義の更新	
	※二次がん、集計についての解説の追加	
12 章	12.1 主たる解析と判断規準	
	※片側と両側の解説の追加	
	※デザイン別記載例の追加	
	12.2.予定登録数・登録期間・追跡期間	
	※デザイン別記載例の追加	
	12.3.中間解析と試験の早期中止	
	※中間解析ポリシーの内容の反映	
	12.4.Secondary endpoint の解析	
	※記載例の追加	
	12.5.最終解析	
	12.6.探索的解析	
	12.7.研究終了	

章	おもな変更点と概要	
무	<mark>青字・太字</mark> v3.0 より新たに追加した章	
13 章	「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に更新	
	13.2.インフォームドコンセント	
	13.2.1.説明する内容(最新のものに更新)	
	<u>13.2.3.</u> 同意語の問い合わせ、相談等に対する対応	
	13.3.個人情報の保護と患者識別	
	<u>13.3.3.</u> データ等の保管	
	(参加施設におけるデータの保管期限、データセンターにおけるデータの保管期間の記載)	
	13.6.改正、改訂の区分整理	
	13.7.JCOG 研究に関わる者の利益相反について	
	(研究者の COI 管理、研究代表者などの COI 管理と開示について)	
	13.8.補償について	
	13.9.知的財産について	
	13.10.本試験に関する情報公開	

JCOG プロトコールマニュアル ver2.7 から ver3.0 への新旧対照表

Page	旧文書	新文書
新:1 旧:1	JCOGプロトコールマニュアル version 2.7	JCOGプロトコールマニュアル version 3.0
	JCOG プロトコール審査委員会の審査を受けるプロトコールは本マニュアルに 従って作成する。 マニュアルの記載については原則として、 1.テンプレート部分(そのまま使用するもの): 黒字 MS Pゴシック 2.解説部分(説明書きであり、プロトコール完成時には削除されるもの): 赤字 MS Pゴシック 3.記載例(文章や表の例であり、修飾して使用される可能性のあるも の):青字 MS Pゴシック	JCOG プロトコール審査委員会の審査を受けるプロトコールは本マニュアルに従って作成する。 マニュアルの記載については原則として、 1.テンプレート部分(そのまま使用するもの): 黒字 MS P ゴシック 2.解説部分(説明書きであり、プロトコール完成時には削除されるもの): 赤字 MS P ゴシック 3.記載例(文章や表の例であり、修飾して使用できるもの): 青字 MS P ゴシック に区別される。
		注:本マニュアルの記載は原則として上記の形式に従っているが、切り分けが 容易ではない箇所については必ずしもこの限りではない。
	JCOG データセンター作成	JCOG データセンター作成
	ドラフト(ver.0): 1999 年 6 月 26 日 第 1 版(ver. 1.0): 2000 年 5 月 22 日 第 1 版再審査提出: 2001 年 10 月 9 日 JCOG 運営委員会承認(ver. 1.0): 2001 年 11 月 5 日	ドラフト(ver.0): 1999 年 6月 26日 第 1版(ver. 1.0): 2000 年 5月 22日 第 1版再審査提出: 2001 年 10月 9日 JCOG 運営委員会承認(ver. 1.0): 2001 年 11月 5日 第 2版運営委員会承認(ver. 2.0): 2008 年 9月 6日

Page	旧文書	新文書
	第 2 版運営委員会承認(ver. 2.0): 2008 年 9 月 6 日 JCOG データセンター改訂(v2.1): 2009 年 8 月 5 日 JCOG データセンター改訂(v2.2): 2010 年 12 月 14 日 JCOG データセンター改訂(v2.3): 2011 年 6 月 28 日 JCOG データセンター改訂(v2.4): 2012 年 12 月 17 日 JCOG データセンター改訂(v2.5): 2013 年 7 月 2 日 JCOG データセンター改訂(v2.6): 2013 年 12 月 25 日 JCOG データセンター改訂(v2.7): 2014 年 12 月 20 日	JCOG データセンター改訂(v2.1): 2009 年 8 月 5 日 JCOG データセンター改訂(v2.2): 2010 年 12 月 14 日 JCOG データセンター改訂(v2.3): 2011 年 6 月 28 日 JCOG データセンター改訂(v2.4): 2012 年 12 月 17 日 JCOG データセンター改訂(v2.5): 2013 年 7 月 2 日 JCOG データセンター改訂(v2.6): 2013 年 12 月 25 日 JCOG データセンター改訂(v2.7): 2014 年 12 月 20 日 第 3 版運営委員会承認(ver. 3.0): 2015 年 4 月 28 日
	注記事項 NOTES	注記事項 NOTES
	1)カバーページ(表紙) ・ 実施主体の研究班名称: 主体となるがん研究開発費研究班もしくは厚生労働科学研究班のいずれか ・ JCOG 研究番号と研究略称 略称には「がん種の略号」「薬剤またはレジメンの略号」「phase」が 含まれることが望ましい。 5)本マニュアルのバージョン ・ 本マニュアルの更新は JCOG データセンターで行う。そのため、今後細	1)カバーページ(表紙)
	部の内容は頻回に修正・追加が加わって行くと思われる。大きな内容変更は JCOG 運営委員会審査承認を要することとし、その場合のバージョンアップは 2.0、3.0 のように 1 の位で示す。小さな内容変更は JCOG データセンター長の責任において行い、1.1、1.2 のように小数第 1 位以下で示す。	 本マニュアルの更新は JCOG データセンターで行う。そのため、細部の内容は頻回に修正・追加が加わって行く。大きな内容変更は JCOG 運営委員会審査承認を要することとし、その場合のバージョンアップは 2.0、3.0 のように 1 の位で示す。小さな内容変更は JCOG データセンター長の責任において行い、1.1、1.2 のように小数第 1 位以下で示す。
	6)用語について ・ 「症例」か「患者」か? プロトコールは患者からの要望があった際には提示するものであり、患者が 読んで不愉快に感じる可能性を最小にする目的で、「症例」は用いず「患者」 「~例」などを用いた方が望ましい。「症例報告」、(解析における)「症例の取り 扱い」、など、「患者」とすると意味が違ってしまう場合はこの限りではない。 ・ 「率」と「割合」 「奏効率」や「生存率」で汎用されている「率 rate」は、本来、死亡率やハザード	6)用語について ・ 「症例」か「患者」か? プロトコールは患者からの要望があった際には提示するものであり、患者が 読んで不愉快に感じる可能性を最小にする目的で、「症例」は用いず「患者」 「~例」など <mark>の使用</mark> が望ましい。「症例報告」、(解析における)「症例の取り扱い」、など、「患者」とすると意味が違ってしまう場合はこの限りではない。 ・ 「率」と「割合」 「奏効率」や「生存率」で汎用されている「率 rate」は、本来、死亡率やハザード

Page	旧文書	新文書
	など「速度」の概念(分母に時間の尺度を持つ)として用いられるべきである。例えば、「死亡率」の場合の「率」は「単位時間あたり単位人数あたりに発生する死亡」である。ところが、いわゆる奏効率や生存率、有病率の場合は分子も分母も人数であり、速度の概念を含まない。そこで、速度の概念を含む前者を「率」、速度の概念を含まず0~1 の範囲に収まる後者を「割合(proportion)」とすると、区別しやすく、誤解が少ない、という報告がある。JCOG でもこれに従い、「奏効割合」「生存割合」を推奨するため、本マニュアルでは「割合」を優先した。しかし、世界中で「奏効率」「生存率」と汎用されているため、これらの表現を強制するものではない。	など「速度」の概念(分母に時間の尺度を持つ)として用いられるべきである。例えば、「死亡率」の場合の「率」は「単位時間あたり単位人数あたりに発生する死亡」であり「率」は正しい。ところが、いわゆる奏効率や生存率、有病率の場合は分子も分母も人数であり、速度の概念を含まない。そこで、速度の概念を含む前者を「率」、速度の概念を含まず 0~1 の範囲に収まる後者を「割合(proportion)」とすると、区別しやすく、誤解が少ない、という報告がある。 JCOG でもこれに従い、「奏効割合」「生存割合」を推奨するため、本マニュアルでは「割合」を優先した。しかし、世界中で「奏効率」「生存率」と汎用されているため、これらの表現の使用を禁ずるものではない。 7)共用基準範囲について 従来 JCOG では、2 年毎に各医療機関で使用中の(施設)基準範囲を収集し、臨床検査値で定義される有害事象の Grading に使用してきた。しかし、各医療機関における施設基準範囲のばらつきが、検査値自体のばらつきよりもむしろ大きいことが問題となっていた。 2013 年 6 月、特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会(Japanese Committee For Clinical Laboratory Standards JGCLS) にて共用基準範囲の策定作業が開始された。この「共用基準範囲」は日本臨床衛生検査技師会調査など 6.345 人分のデータが用いられ、基準範囲の定義と設定方法も個々の臨床検査値の分布を考慮されたものとなっており、全国約 200 の医療機関が参加する JCOG 試験で用いる基準範囲としてはこれ以上適切なものはないと判断した。共用基準範囲は2014年3月現在も策定中であるが、基準範囲の概要はほぼ固定したことを受け、JGCLS より JGOG での使用許諾を得た上で、同共用基準範囲を「JCOG 共用基準範囲」として 2014 年 4 月より使用することとした。 ただし、JCCLS における「共用基準範囲」は、CTCAEv4.0 中の臨床検査値すべての項目は網羅されていないため、一部の項目については、JCOG 運営委員会で承認された基準節囲を用いる。
新:6 I日:6	0.1. 対象 4.1.適格規準を記載する。 ※患者登録の際には「4.2.除外規準」を参照すること。	0.1. 対象 4.1.適格規準を記載する。除外規準は、試験特異的で特に重要な事項以外は不要。 ※患者登録の際には「4.2.除外規準」を参照すること。
新:6 旧:6	0.2. 予定登録数と研究期間 予定登録患者数:XXX 人	0.3. 予定登録数と研究期間 予定登録患者数: XXX 人

Page	旧文書	新文書
	登録期間:〇年。追跡期間:登録終了後△年。総研究期間:〇十△年 ただし 6 か月以内の登録期間の延長は、プロトコール改訂手続き不要とす る。	登録期間: 〇年。追跡期間: 登録終了後△年。 解析期間 1 年。 総研究期間: 〇十△十1年 ただし 6 か月以内の登録期間の延長は、プロトコール改訂手続き不要とする。
新:10	 1. 目的 例 1) phase-III 遠隔臓器転移を有する(stage IV の)○○癌患者に対する XXX 療法の臨床的有用性を標準治療である YYY 療法とのランダム化比較にて評価する。 Primary endpoint は全生存期間、secondary endpoints は無増悪生存期間、有害事象発現割合とする。 例 2) phase-III 切除可能な stage-○の○○癌患者に対する XXX 療法による術前補助化学療法が、標準治療である外科切除単独に対して優れていることをランダム化比較にて検証する。 Primary endpoint は全生存期間、secondary endpoints は無増悪生存期間、治癒切除割合、有害事象発現割合とする。 例 3) phase-II 遠隔臓器転移を有する(stage IV の)○○癌患者に対する XXX 療法の有効性と安全性を評価する。 例 4) feasibility study/pilot study 切除可能な stage-○の○○癌患者に対する XXX による術前補助化学療法の有用性評価のための第Ⅲ相試験の準備として、同療法の実施可能性を評価する。 	 1. 目的 例 1) 第Ⅲ相試験 遠隔臓器転移を有する(stage IV の)○○癌患者に対する XXX 療法の臨床的有用性を標準治療である YYY 療法とのランダム化比較にて検証する。 Primary endpoint は全生存期間、secondary endpoints は無増悪生存期間、有害事象発現割合とする。 例 2) 第Ⅲ相試験 切除可能な臨床病期○の○○癌患者に対する XXX 療法による術前補助化学療法が、標準治療である外科切除単独に対して優れていることをランダム化比較にて検証する。 Primary endpoint は全生存期間、secondary endpoints は無増悪生存期間、治癒切除割合、有害事象発現割合とする。 例 3) 第Ⅱ相試験 遠隔臓器転移を有する(stage IV の)○○癌患者に対する XXX 療法の有効性と安全性を評価する。 例 4) feasibility study/pilot study 切除可能な臨床病期○の○○癌患者に対する XXX による術前補助化学療法の有用性評価のための第Ⅲ相試験の準備として、同療法の実施可能性を評価する。
新:11 旧:11	 2. 背景と試験計画の根拠 ・ 以下の内容について、他分野の研究者が理解できる平易な表現にて明確かつ簡明に記述する。 ・ 目標とする日本語レベルは新聞の日本語 	 2. 背景と試験計画の根拠 ・ 以下の内容について、他分野の研究者が理解できる平易な表現にて明確かつ簡明に記述する。 ・ 目標とする日本語レベルは新聞の日本語。美辞麗句や自画自賛は不要。主観的な表現は極力控え、具体的かつ客観的な記載に努める。
新:11 旧:11	2.1.1.病期別の標準治療と予後の概略	 2.1.1.病期別の標準治療と予後の概略 2.1.3.のそれぞれに対する標準治療とその予後を簡潔に示す。標準治療の詳細は 2.2.に記載するので、ここでは読者が対象がん種の治療全体を把握するのに必要な簡単な記載でよい。

Page	旧文書	新文書
新:11 旧:11	2.1.6.再発/増悪形式 ・ 根治的外科切除や標準治療により腫瘍が消失した後の再発形式や、腫瘍が縮小した後の増悪形式について主なものを記述する。再発時期について特徴があれば記述する(例:食道癌治癒切除後の再発はほとんど3年以内にみられる。乳癌治癒切除後の再発は10年以上経ってからみられることも稀でない、など)。これらの記載は無再発生存期間や無増悪生存期間、再発形式などをエンドポイントとする場合の妥当性を判断する材料となる。 ・ 再発/増悪の診断における疾患特異的な問題点があれば記述する(例:胃癌の腹膜転移は腹水や腸閉塞が出現するまでは画像検査では診断できないなど)。	2.1.6.再発/増悪形式 ・ 根治的外科切除や標準治療により腫瘍が消失した後の再発形式や、腫瘍が縮小した後の増悪形式について主なものを記述する。再発時期について特徴があれば記述する(例:食道癌治癒切除後の再発はほとんど3年以内にみられる。乳癌治癒切除後の再発は10年以上経ってからみられることも稀でない、など)。これらの記載は無再発生存期間や無増悪生存期間、再発形式などをエンドポイントとすることの妥当性を判断する材料となる。 ・ 再発/増悪の診断における疾患特異的な問題点があれば記述する(例:胃癌の腹膜転移は腹水や腸閉塞が出現するまでは画像検査では診断が困難であるなど)。
新:11 旧:11	2.1.8.対象集団選択の根拠 ・ 試験の対象となる stage の特定とその臨床像を記述し、「なぜこの対象としたか?」が判るように説明する。原則としてがん種と stage など、有効性のパラメータに大きく関連する因子について特定し説明する。 ・ なお、20 歳未満の未成年患者を試験に組み入れるにあたっては、ヘルシンキ宣言でも述べられているように、「患者本人だけでなく法的な資格を持つ代理人(親権者など)からも同意が必要である」などの特別な配慮が必要であり、背景の記述や説明文書、同意文書の書式も、成人のみの試験の場合と同じであってはならない。未成年患者を試験に組み入れることが妥当かつ重要である場合はそうした配慮を行った上で適格規準の年齢下限を 20 歳未満の年齢に設定することは可であるが、その妥当性が十分示せない場合は安易に未成年者を組み入れる適格規準にしないこと。未成年者を組み入れる適格規準にする場合はその妥当性について本項に記載する。米国の臨床試験において適格規準での年齢下限が 18 才となっているのは、米国での成人が法的に「18 才以上」であるためであり、日本で行う試験にそのまま導入するのは適切でない。 ・ 説明した対象集団から、実際に個々の適格規準、除外規準で対象を絞りこんだ点についても記述する。年齢の下限(未成年者を組み入れる試験の場合)、上限の根拠、PS の上限の根拠などを記述する。特に臨床試験で一般的に用いられている規準と異なる場合には必ず記述すること。除外規準については、JCOG で一般的に用いられるもの以外が必要な場合のみ説明する(イリノテカンの試験での「下痢」に関する規定など)。	2.1.8.対象集団選択の根拠 ・ 試験の対象となる stage の特定とその臨床像を記述し、「なぜこの対象としたか?」が判るように説明する。原則としてがん種と stage など、有効性のパラメータに大きく関連する因子について特定し説明する。 ・ なお、20 歳未満の未成年患者を試験に組み入れるにあたっては、ヘルシンキ宣言でも述べられているように、「患者本人だけでなく法的な資格を持つ代理人(親権者など)からも同意が必要である」などの特別な配慮が必要であり、背景の記述や説明文書、同意文書の書式も、成人のみの試験の場合とは異なる配慮が必要である。未成年患者を試験に組み入れることが妥当かつ重要である場合はそうした配慮を行った上で適格規準の年齢下限を 20 歳未満の年齢に設定することは可であるが、その妥当性が十分示せない場合は安易に未成年者を組み入れる適格規準にしないこと。未成年者を組み入れる適格規準にする場合はその妥当性について本項に記載する。米国の臨床試験において適格規準での年齢下限が 18 才となっているのは、米国での成人が法的に「18 才以上」であるためであり、日本で行う試験にそのまま導入するのは適切でない。 ・ 説明した対象集団から、実際に個々の適格規準、除外規準で対象を絞りこんだ点についても記述する。年齢の下限(未成年者を組み入れる試験の場合)、上限の根拠、PS の上限の根拠などを記述する。特に臨床試験で一般的に用いられている規準と異なる場合には必ず記述すること。除外規準については、JCOG で一般的に用いられるもの以外が必要な場合のみ説明する(イリノテカンの試験での「下痢」に関する規定など)。

Page	旧文書	新文書
		暦年齢が必ずしも患者のリスクや治療の忍容性を反映しないことはよく知られているが、高齢者機能評価尺度等もまだ現在のところ、暦年齢に換わるリスク評価の尺度として確立しているわけではない(JCOG 高齢者研究小委員会が取り組んでいるところである)。やはり非高齢者に比して超高齢者では重篤な有害事象の発現リスクや有害事象発現時の重篤化のリスクは高いことが知られており、また併存症の重篤化や他病死のリスクも高く、リスク/ベネフィットバランスは非高齢者とは異なると考えられる。また、例えば大部分の登録患者が75歳以下の場合に、80歳の患者や85歳の患者が1人ずつ試験に登録されたとしても、試験の結果(試験治療が有効である/安全である)が85歳まで一般化できるわけではなく、試験のsocial/scientific value が増すとは考えられない。得られる価値とリスクのバランスを考えれば、年齢上限を定める方が適切と考えられる。
新:12 旧:12	2.2.1.現在の標準治療に至る治療開発の経緯 ・ 対象集団における現時点の標準治療が確立されてきた主たる経緯を概説し、現在の"state of the art"の治療が何か、その場合の予後(生存や再発などの有効性データ)、および現時点の標準治療での unmet medical needs について説明する。 ・ 複数のモダリティによる集学的治療が標準治療である場合、それぞれのモダリティの治療についての概略も記述すること。試験で実際に規定する手術手技などの詳細は原則として「6.1.3.外科的切除術」で記述する。試験の rationaleに関係する場合はここで概略を記述する。 ・ 標準治療が確立されていない場合はその旨を明記し、広く用いられている治療が何かを記述する。	2.2.1.現在の標準治療に至る治療開発の経緯 ・ 対象集団における現時点の標準治療が確立されてきた主たる経緯を概説し、現在の"state of the art"の治療が何か、その場合の予後(生存や再発などの有効性データ)、および現時点の標準治療での unmet medical needs (現在の標準治療で困っていること、足りないことは何か)について説明する。 ・ 複数のモダリティによる集学的治療が標準治療である場合、それぞれのモダリティの治療についての概略も記述すると。試験で実際に規定する手術手技などの詳細は原則として「6.1.3.外科的切除術」で記述する。試験の rationaleに関係する場合はここで概略を記述する。 ・ JCOG では、「標準治療」を「科学的証拠に基づいて患者に第一選択として推奨すべき治療」と定義している(JCOG ポリシーの1「基本規約」)。これは、がん種や stage 等で特定される、試験の対象集団に含まれる標準的なリスクの患者に第一選択として推奨すべき治療を意味する。高リスクの患者に第一選択として推奨すべき治療を意味する。高リスクの患者や併存症や臓器障害を有する患者も含めて「一律に適応すべき治療」を意味しない。この考え方は、「第一選択として推奨すべき治療」であっても当該患者にとってはリスクが高いと判断される場合に担当医の医学的判断により別の治療を選択することを否定するものではない。各グループはグループ会議等で、これを前提に議論して、「対象に対する標準治療」を決定すること。 ・ 標準治療が確立されていない場合はその旨を明記し、広く用いられている治療が何かを記述する。ランダム化試験の結果のみが"エビデンス"ではない。以下のうち、より上位のエビデンスが優先的に標準治療の決定に用いられるべきだが、上位のエビデンスが存在しない時には順次下位のエビデンスを用

Page	旧文書	新文書
	ほとんどの試験において、それを計画するのに主として参照する過去の研究 (key trial(s))があるはずである。計画する試験が phase-II であっても phase III であっても、試験計画時の時点での標準治療を決めた(いくつかの)phase III が存在する。そのような key trial(s)についてここで試験デザインや主な有効 性・安全性のデータ(数値)を記述する。複数の key trials がある時は表にして 見やすくするなど配慮すること。	い」ではないし、「エビデンスがない=施設/医師の好みでなにをやってもよい」でもない。 「結論が同じ、複数のランダム化第 III 相試験の結果 ② 結論が異なる他の第 III 相試験がない、単一の第 III 相試験 ③ 結論が異なる他の第 III 相試験がある時の、自分たちで実施した第 III 相試験 ● 自分たちで実施した検証的な非ランダム化試験(単アーム試験) ⑤ 自分たちで実施した検証的な非ランダム化試験(単アーム試験) ⑥ 臨床試験がない状況での、海外の第 III 相試験 ⑥ 臨床試験がない状況での、コミュニティのコンセンサス 「フロンセンサス」 「フロンセンサス」 「コンセンサスがない状況で、理論的に最善と考えられる治療 ・ ほとんどの試験において、それを計画するのに主として参照した過去の研究(key trial(s))があるはずである。計画する試験が第 II 相試験であっても第 III 相試験であっても、試験計画の時点で標準治療を決めた(いくつかの)第 III 相試験が存在する はずである。そのような key trial(s)についてここで試験デザインや主な有効性・安全性のデータ(数値)を記述する。複数の key trials がある時は表にして見やすくするなど配慮すること。
新:13 旧:13	2.3.3.放射線治療 ・ 放射線治療法や用量自体の評価を目的とする場合や、プロトコール治療に放射線治療を含む集学的治療の試験の場合、用量や照射野の規定・放射線治療計画の決定根拠などを説明する。	 2.3.3.放射線治療 放射線治療の照射法や線量自体の評価を目的とする場合や、プロトコール治療に放射線治療を含む集学的治療の試験の場合、線量や照射野の規定・放射線治療計画の決定根拠などを説明する。
新:13 旧:13	2.3.4.本試験の試験治療レジメン	2.3.4.本試験の試験治療レジメン ・ 入院治療と外来治療の別も、その根拠とともに記述する。オプションとしては、「必ず入院にて行う」、「入院治療を原則とするが外来治療も可とする」(ただし

Page	旧文書	新文書
	来院間隔を治療計画の中に示すこと)、「第1コースは入院とするが、第2コース以降は外来通院治療も可とする」、「入院治療・外来通院治療の別は問わない」などが考えられる。	この場合適切な来院間隔を治療計画の中に示すこと)、「第 1 コースは入院とするが、第2コース以降は外来通院治療も可とする」、「入院治療・外来通院治療の別は問わない」などが考えられる。
新:14 IH:13	 2.3.5.標準治療と試験治療のリスク/ベネフィットバランスのまとめ ここでは試験治療が標準治療と比べて toxic new であるか、less toxic new であるかが判るようにリスク/ベネフィットバランスに関する考察をデータと共に具体的に示す。臨床試験を行う意義は、「2.6.本試験の意義」に記載する。 優越性試験の場合は試験治療のデメリットの大きさ、非劣性試験の場合は試験治療のメリットについて記載する。 	 2.3.5.標準治療と試験治療のリスク/ベネフィットバランスのまとめ ここでは試験治療が標準治療と比べて toxic new であるか、less toxic new であるかが判るようにリスク/ベネフィットバランスに関する要約を示す。冗長になることを避けるため、前項までの記載をそのまま再掲はしない。表にしてわかりやすく示すことは可。また、「まとめ」なので前項までに記載のない新しい情報を記載することは不可。 臨床試験を行う意義は、「2.6.本試験の意義」に記載する。 優越性試験の場合は試験治療のデメリットの大きさ、非劣性試験の場合は試験治療のメリットについて記載する。
新:14 旧:13	2.4.試験デザイン ・ ここでは、試験目的で掲げた臨床的疑問(clinical question)に答えを出すために、本試験の対象をどのように設定し、その対象に対してどういう指標で臨床的ベネフィット(clinical benefit)を測ることにしたかというエンドポイントの設定根拠と、それがどれくらいの値になれば標準治療とみなせる、または第 III 相試験に進む価値があると判断することにしたのかという decision criteria:臨床的仮説を記述する。 ・ 以下の項目について、第 3 レベルの章に分割して記述の中に盛り込むことが望ましい。	2.4. 試験デザイン ・ ここでは、試験目的で掲げた臨床的疑問(clinical question)に答えを出すために、本試験の対象をどのように設定し、その対象に対してどういう指標で臨床的ベネフィット(clinical benefit)を測ることにしたかというエンドポイントの設定根拠と、それがどれくらいの値になれば新たな標準治療とみなせる、または第Ⅲ相試験に進む価値があると判断することにしたのかという判断規準【decision criteria】を記述する。 ・ 以下の項目について、第 3 レベルの章に分割して記述の中に盛り込むことが望ましい。
新:14 旧:14	2.4.1.計画されている第Ⅲ相試験デザイン(第Ⅱ相試験の場合) • 集学的治療の phase II の場合、試験デザインの妥当性を検討するには、その 試験で positive な結果が得られた場合に予定されている phase III デザインの 情報が必要であるため、phase III で予定されている対照群の治療(標準治療) や primary endpoint などの試験概略を示す。	 2.4.1.計画されている第Ⅲ相試験デザイン(第Ⅱ相試験の場合) 集学的治療の<u>第Ⅲ相試験</u>の場合、試験デザインの妥当性を検討するには、その試験でpositive な結果が得られた場合に予定されている<u>第Ⅲ相試験の</u>デザインの情報が必要であるため、<u>第Ⅲ相試験</u>で予定されている対照群の治療(標準治療)や primary endpoint などの試験概略を示す。 第Ⅲ相試験では本項は不要。
新:14 旧:14	2.4.2.エンドポイントの設定根拠 ・ エンドポイントの設定根拠について記載する。特に、Phase_III で全生存期間以外を primary endpoint にする場合や、phase_II で奏効割合以外を primary endpoint にする場合は、その妥当性を説明すること。	2.4.2.エンドポイントの設定根拠 ・ エンドポイントの設定根拠について記載する。特に、第Ⅲ相試験で全生存期間以外を primary endpoint にする場合や、第Ⅲ相試験で奏効割合以外を primary endpoint にする場合は、その妥当性を説明すること (true endpoint として用いる時には測られる患者のベネフィットについて記載し、surrogate endpoint とし

Page	旧文書	新文書
		て用いる場合には OS に対する surrogacy について記載する)。
		例)第Ⅲ相試験:全生存期間・非劣性
		本試験は切除可能胸部食道癌を対象とし、標準治療である開胸食道切
		除手術に対して、胸腔鏡下食道切除術の非劣性を検証することを目的とし
		た第 Ⅲ 相試験である。胸腔鏡下食道切除術は短期・長期の安全性につい
		ては開胸食道切除手術に優ることが期待できるが、有効性においては劣
		る可能性もあり、両術式の優劣を決定するには安全性と有効性のバランス
		の総合評価が必要であり、全生存期間による評価が最も適しており、か
		つ、食道癌において全生存期間の surrogate endpoint となる指標は確立し
		<u>ていないことから、真の endpoint である全生存期間を primary endpoint とし</u> た。
		例)第Ⅱ相試験:無病生存期間·優越性
		本試験の primary endpoint は無病生存期間(DFS: Desease-free
		survival)とする。
		Sargent らは、大腸癌術後補助化学療法の 18 のランダム化比較試験の統
		合解析を行い、大腸癌の術後補助化学療法の臨床試験において、無病生
		存期間が全生存期間の surrogate endpoint として妥当であることを示した。
		この統合解析では3年無病生存割合の点推定値が5年生存割合の点推
		定値とほぼ一致することも示されており、primary endpoint を無病生存期間
		とし、3 年の追跡期間の後に主たる解析を行うことの妥当性を示している。
		なお、この統合解析では無病生存期間における二次がんの定義が試験毎
		に異なることから二次がんをイベントとせず再発・死亡のみをイベントとし
		た無病生存期間(JCOG での無再発生存期間に相当)の surrogacy を示し
		ている。この統合解析の結果のみをみれば JCOG の標準定義における無
		再発生存期間を全生存期間の surrogate endpoint として用いるべきである
		が、多くの大腸癌の術後補助化学療法の臨床試験では二次がんもイベン
		トに含めた無病生存期間が用いられている。本試験では JCOG0205 や米
		国 NSABP の定義と同じく、あらゆる二次がんをイベントに含んだ無病生存
		期間を primary endpoint とするが、これは主な転移形式のひとつである肺
		転移において、肺原発の二次がんであるか肺転移であるかの区別がつき にくいことが主な理由である。なお、無病生存期間の定義の中には大腸の
		多発癌のみをイベントにする定義もあるが(MOSAIC 試験等)、この定義では肺原発と肺転移の区別がつきにくいという問題は解決されない。Sargent
		は肺原発と肺転移の区別がつぎにくいという問題は解決されない。Sargent らの統合解析で二次がんをイベントから除いた理由も試験毎に定義が異
		りの机合件例で一次かんでイベントかり味いに理由も試験母に正義が共

Page	旧文書	新文書
		なることが理由であるため、本試験では JCOG の標準的な定義に従った、 あらゆる二次がん(ただし carcinoma in situ や粘膜内癌は除く)をイベント に含めた無病生存期間を primary endpoint に設定した。ただし、無再発生 存期間も secondary endpoints のひとつとして算出する。
新:15 旧:14	2.4.3.臨床的仮説と登録数設定根拠 ・ 臨床的仮説と判断規準を明記する。第 Ⅲ 相試験の場合、優越性試験か非劣性試験かの区別を明記し、非劣性試験の場合は非劣性での判断を行うことの妥当性(例:毒性が軽い、外来治療可能などの有効性以外の試験治療群のメリット)を述べる。 例) Phase Ⅲ 本試験の主たる研究仮説は「試験治療(○○療法)群の全生存期間が標準治療(××療法)群に対して有意に上回る。」であり、この仮説が検証された場合、○○療法をより有用な治療法と判断する。	2.4.3.臨床的仮説と登録数設定根拠 ・ 臨床的仮説(clinical question)と判断規準(decision criteria)を明記する。第 Ⅲ 相試験の場合、優越性試験か非劣性試験かの区別を明記し、非劣性試験 の場合は非劣性での判断を行うことの妥当性(例:毒性が軽い、外来治療可能などの有効性以外の試験治療群のメリット)を述べる。 (例)第Ⅲ 相試験 本試験の主たる研究仮説は「試験治療(○○療法)群の全生存期間が標準治療(××療法)群に対して上回る」であり、この仮説が検証された場合、○○療法をより有用な治療法と判断する。
	例)Phase III 従って、本試験では 5 年生存割合として XX%の上乗せ効果を期待することとし、両群の全生存期間の真の差が 5 年生存割合で XX%に相当する差より小さければ、臨床的に意義なしと判断することとした。 以上のパラメータを用いて後述(「12.2.予定登録数・登録期間・追跡期間」参照)する考察に基づいて必要登録数を計算し、登録期間〇年、追跡期間△年として、両群計 XXX 例を <mark>登録</mark> 予定登録数とした。	例) 第Ⅲ相試験 従って、本試験では 5 年生存割合として XX%の上乗せ効果を期待することとし、両群の全生存期間の真の差が 5 年生存割合で XX%に相当する差より小さければ、臨床的に意義なしと判断することとした。 以上のパラメータを用いて後述(「12.2.予定登録数・登録期間・追跡期間」参照)する考察に基づいて必要登録数を計算し、登録期間○年、追跡期間△年として、両群計 XXX 例を予定登録数とした。
新:15 I日:14	2.4.4.患者登録見込み ・ 当該疾患に対する過去の登録状況*や予測集積状況を示し、予定登録期間内に予定登録数が集積可能であることを述べる。	2.4.4.患者登録見込み ・ 当該疾患に対する過去の <u>試験の</u> 登録状況*や予測集積状況を示し、予定登録期間内に予定登録数が集積可能であることを述べる。過去の試験の登録実績ではなく診療患者数に基づいて見込む場合には、当該がん種の診療患者数、うち本試験の対象病期の患者数、うち本試験の適格患者数(または適格である割合)を示し、それに見込み同意取得割合を掛けて年間見込み登録数を算出する。 ・ 当該グループの JCOG スタディによる登録実績がある場合はそれを最優先
	*当該グループの JCOG スタディによる登録実績がある場合はそれを最優先する。 ・ 同一疾患に対して当該グループで他に臨床試験を行っている場合は、その試験と対象が重複しないことを明記する。やむを得ず重複する場合はその旨を	する。 ・ 同一疾患に対して当該グループで他に臨床試験を行っている場合は、その試験と対象が重複しないことを明記する。 やむを得ず重複する場合はその旨を説明すること。 JCOG の試験でなくても当該グループの参加施設が参加してい

Page	旧文書	新文書
	説明すること。JCOGの試験でなくても当該グループの参加施設が参加している他の大きな試験(市販 後臨床試験など)がある場合は、それとの関係も記述する。	る他の大きな試験(<mark>製造販売</mark> 後臨床試験など)がある場合は、それとの関係も記述する。
新:16 旧:14	2.4.5.割付調整因子設定の根拠 ・ 割付調整因子に含める必要があるのは、もし大きく偏った場合に primary endpoint に影響して治療効果の差を正しく評価できなくしたり解釈を困難にしたりする因子である。従って、ここでは全生存期間が primary endpoint である第III 相試験においては過去の全生存期間に関する予後因子の evidence が述べられ、無再発生存期間が primary endpoint である第 III 相試験においては再発に関する予後因子の evidence が述べられる必要がある。「2.1.7.予後因子/予測因子」の記載を受けて、2.1.7.で述べた予後因子のうち、どれを採用したかを根拠と共に述べることが望ましい。2.1.7.で示したハザード比やオッズ比の数値を再掲する必要はない。	2.4.5.割付調整因子設定の根拠 ・ 割付調整因子に含める必要があるのは、もし大きく偏った場合に primary endpoint に影響して治療効果の差を正しく評価できなくしたり解釈を困難にしたりする因子である。従って、ここでは全生存期間が primary endpoint である 第 III 相試験においては過去の全生存期間に関する予後因子のエビデンスが述べられ、無再発生存期間が primary endpoint である第 III 相試験においては 再発に関する予後因子のエビデンスが述べられる必要がある。「2.1.7.予後因子/予測因子」の記載を受けて、2.1.7.で述べた予後因子のうち、どれを採用したかを根拠と共に述べることが望ましい。2.1.7.で示したハザード比やオッズ比の数値を再掲する必要はない。
	「割付調整因子はいくつまで許容されるか?」は試験計画時によく出される質問である。JCOG標準としている最小化法では、調整因子の数が多くとも技術的には対応可能である。しかし、割付調整をする際に確率的な要素を導入してはいるものの、ある因子について偏りを小さくするための割付調整を行うことで、他の因子の群間での偏りを助長する可能性が常にある。既知の因子で偏りが生じた場合には解析の際に事後的に調整することも可能であるが、未知の因子・測定されていない因子で偏りが生じたとしても我々はそれを知ることができない。割付調整因子が多すぎることに対する懸念が未知の因子に偏りが生じることであるため、割付調整因子がいくつまでなら大丈夫でいくつを超えると望ましくないかを定式化することは不可能である。以上より、JCOGでは SWOG が経験に基づいて適切としている「割付調整因子は 3~4 つまで」を標準とする。	「割付調整因子はいくつまで許容されるか?」は試験計画時によく出される質問である。JCOG 標準としている最小化法では、調整因子の数が多くとも技術的には対応可能である。しかし、割付調整をする際に確率的な要素を導入してはいるものの、ある因子について偏りを小さくするための割付調整を行うことで、他の因子の群間での偏りを助長する可能性が常にある。既知の因子で偏りが生じた場合には解析の際に事後的に調整することも可能であるが、未知の因子・測定されていない因子で偏りが生じたとしても我々はそれを知ることができない。割付調整因子が多すぎることに対する懸念が未知の因子に偏りが生じることであるため、割付調整因子がいくつまでなら大丈夫でいくつを超えると望ましくないかを定式化することは不可能である。以上を踏まえた上で、それでもなんらかの目安はあった方がよいとの考察の下、JCOGではSWOGが経験に基づいて適切としている「割付調整因子は3~4つまで」を標準とする。
	なお、割付調整因子の数、割付調整因子の層の数を決める際には、主たる解析での解析方法との対応についても考慮が必要である。JCOG では検証的なランダム化比較試験の主たる解析手法の標準を割付調整因子を用いた層別log-rank-検定としており、この方法は各層毎に検定を行うわけではなく試験全体で一つの検定を行う方法ではあるものの、割付調整因子の数や割付調整因子の層の数が多いことが理由で複数の割付調整因子の組み合わせで構成される各層毎の被験者数・各層毎に観察されるイベント数が少ない場合には	なお、割付調整因子の数、割付調整因子の層の数を決める際には、主たる解析での解析方法との対応についても考慮が必要である。JCOG では検証的なランダム化比較試験の主たる解析手法の標準を割付調整因子を用いた層別ログランク検定としており、この方法は各層毎に検定を行うわけではなく試験全体で一つの検定を行う方法ではあるものの、割付調整因子の数や割付調整因子の層の数が多いことが理由で複数の割付調整因子の組み合わせで構成される各層毎の被験者数・各層毎に観察されるイベント数が少ない場合に

Page	旧文書	新文書
	解析上支障が生じ得る。そのような場合には、層別 log-rank 検定を行う際に割付調整因子の複数の層を併合して解析を行う、あるいは、相対的に影響が少ないと考えられる因子を用いずに解析を行うなどの対応方針を主たる解析実施前に定めることになる。そのため、計画段階でこれらの状況についても検討の上、割付調整因子および各因子の層の定め方を決める必要がある。	は解析上支障が生じ得る。そのような場合には、層別ログランク検定を行う際に割付調整因子の複数の層を併合して解析を行う、あるいは、相対的に影響が少ないと考えられる因子を用いずに解析を行うなどの対応方針を主たる解析実施前に定めることになる。そのため、計画段階でこれらの状況についても検討の上、割付調整因子および各因子の層の定め方を決める必要がある。
新:17 旧:15	2.4.6.病理中央診断について 病理中央診断を行う研究においては、対象がん種の病理診断上の特性(例:診断の困難性、施設診断のバラツキの現状など)と中央病理診断が必要な理由、および中央診断を行う項目の概要を記述する。 	2.4.6.病理中央診断について病理中央診断を行う研究においては、対象がん種の病理診断上の特性(例: 診断の困難性、施設診断のバラツキの現状など)と病理中央診断が必要な理由、および中央診断を行う項目の概要を記述する。
新:17 IE:15	2.5. 試験参加に伴って予想される利益と不利益の要約 ・ 試験の登録患者が本試験に参加することによって生じると予想される利益と不利益を記述する。記述内容は説明文書と不整合がないよう注意すること。 ・ 通常、「予期される expected」は、好ましいものか好ましくないものかを問わず「evidenceをもって予想できる」の意であり、「予期される有害事象」はこの意味で用いられる。一方、ここで言う「予想される foreseeable/anticipated」とは、必ずしも evidence一があるもののみに限らず、論理的に推定・推察し得る利益や危険も含まれる。	2.5. 試験参加に伴って予想される利益と不利益の要約 ・ 試験の登録患者が本試験に参加することによって生じると予想される利益と不利益を記述する。記述内容は説明文書と不整合がないよう注意すること。 ・ 通常、「予期される【expected】」は、好ましいものか好ましくないものかを問わず「エビデンスをもって予想できる」の意であり、「予期される有害事象」はこの意味で用いられる。一方、ここで言う「予想される foreseeable/_anticipated」とは、必ずしもエビデンスがあるもののみに限らず、論理的に推定・推察し得る利益や危険も含まれる。
新:17 I日:16	2.5.2.予想される危険と不利益 これらの有害事象のリスクや不利益を最小化するために、「4.患者選択規準」、「6.3. 治療変更規準」、「6.4 併用療法・支持療法」などがグループ内で慎重に検討されている。また、JCOG 臨床試験では、試験開始後は年 2 回の定期モニタリングが義務づけられており、有害事象が予期された範囲内かどうかをデータセンターと効果・安全性評価委員会がモニターすると共に、重篤な有害事象や予期されない有害事象が生じた場合には JCOG の「臨床安全性情報取り扱いガイドライン」および関連する諸規定に従って慎重に検討・審査され、必要な対策が講じられる体制が採られている。	2.5.1.予想される危険と不利益 これらの有害事象のリスクや不利益を最小化するために、「4.患者選択規準」、「6.3. 治療変更規準」、「6.4 併用療法・支持療法」などがグループ内で慎重に検討されている。また、有害事象が予期された範囲内かどうかをデータセンターと効果・安全性評価委員会がモニターすると共に、重篤な有害事象や予期されない有害事象が生じた場合には「JCTN 有害事象報告ガイドライン」、「JCOG 臨床安全性情報取扱いガイドライン」、および関連する諸規定に従って慎重に検討・審査され、必要な対策が講じられる体制が採られている。
新:18 旧:17	2.6. 本試験の意義 ・ 本項には、本試験を行うことにより得られる知見の重要性を主張する記述を総括的に記述する。すなわち、将来の患者に対するベネフィットに関して本試験が貢献しうる点を主張する。 ・ 特にphase III の場合は、positive results が得られた時のインパクトだけでなく、negative results に終わった際にも重要な知見となり得ることを記述すること。	2.6. 本試験の意義 ・ 本項には、本試験を行うことにより得られる知見の重要性を主張する記述を総括的に記述する。すなわち、将来の患者に対するベネフィットに関して本試験が貢献しうる点を主張する。ただし、「非常に意義は大きい」や「極めて重要である」といった自画自賛は避けること。 ・ 特に第Ⅲ 相試験の場合は、positive results が得られた時のインパクトだけで

Page	旧文書	新文書
	言い換えれば、negative results に終わった時に有用な臨床的結論が得られない。	なく、negative results に終わった際にも重要な知見となり得ることを記述すること。言い換えれば、negative results に終わった時に有用な臨床的結論が得られない <mark>第Ⅲ相試験は social/scientific value が低いと言える</mark> 。
新:18 旧:17	2.8.JCOG バイオバンクプロジェクト ・ プロトコール立案・作成時点でバイオバンクプロジェクト参加の意志を明記すること。 【参加しない場合】 本試験は、JCOG バイオバンクプロジェクトへは参加しない。	2.8. JCOG_バイオバンク・ジャパン(BBJ)連携バイオバンク ・ プロトコール立案・作成時点で全 JCOG 試験共通のプロトコールに基づく JCOG-BBJ 連携バイオバンクでの血液試料(DNA・血漿)のバンキング(以下、「共通バンキング」と呼ぶ)への参加の意志を明記すること。 【参加しない場合】 本試験は、全 JCOG 試験共通のプロトコールに基づく JCOG-BBJ 連携バイオバンクでの血液試料(DNA・血漿)のバンキングへは参加しない。 【参加する場合】
	【参加する場合】 本試験は、JCOG バイオバンク <mark>プロジェクト</mark> に参加する。	本試験は、全JCOG 試験共通のプロトコールに基づくJCOG-BBJ 連携バイオバンクでの血液試料(DNA・血漿)のバンキング(以下、「共通バンキング」と呼ぶ)に参加する。 JCOG-BBJ 連携バイオバンクにおける共通バンキングは、事前に計画された試料解析研究の有無によらず、JCOG で実施される臨床試験に登録された
	JCOG バイオバンクプロジェクトは、事前に計画された試料解析研究の有無によらず、JCOG で実施される臨床試験に登録された患者の試料を収集して一括保管し、将来実施される試料解析研究に試料、および本体研究を通じて得られた診療情報を適切に提供することを目的として実施される。対象は、本試験への参加に同意した患者のうち、JCOG バイオバンクへの試料の提供と将来の試料解析研究での利用について同意(以下、バンキングへの同意)が得られた患者である。	患者の試料を収集して一括保管し、将来実施される試料解析研究に試料、および本体研究を通じて得られた診療情報を適切に提供することを目的として実施される。 対象は、本試験への参加に同意した患者のうち、JCOG-BBJ 連携バイオバンクへの試料の提供と将来の試料解析研究での利用について同意(以下、バンキングへの同意)が得られた患者である。 共通バンキングで収集する試料は、全血と日常診療における保存病理組織である。血液から分離・抽出された血漿・DNA が JCOG-BBJ 連携バイオバン
	収集する試料は全血と日常診療における保存病理組織である。血液から分離・抽出された血漿・DNA が JCOG バイオバンクで保管され、将来実施される試料解析研究へ提供されることとなる。また、手術や生検・臨床検査等の日常診療における保存病理組織も収集予定であるが、当該患者の診療に支障なく提供可能な保存組織の有無の判断や、病理組織の種類、標本作製方法および組織量等、また収集の時期・方法等の具体的運用方法は現時点では未定である。従って、診療後の保存病理組織利用に関する同意はバンキングへの同意時に得ておくこととするが、実際の収集は、後述の JCOG バイオバンクプロジェクト実施計画書の改訂を行い、詳細を定めた上で開始する。	では、将来実施される試料解析研究へ提供されることとなる。また、手術や生検・臨床検査等の日常診療における保存病理組織も将来の試料解析研究で使用され得るものの、研究によって必要な病理組織の種類、標本作製方法および組織量は異なり、前向きに一定の方法で病理組織をバンキングすることが効率的であるとのコンセンサスは必ずしも得られていない。さらに保存病理組織から薄切した標本を長期保存する場合、試料が劣化(DNA が断片化)するとの意見もある。これらの問題をJCOGとBBJ関係者で協議した結果、診療後の保存病理組織に関しては将来の利用についての同意のみを得ることとし、実際の収集は、個別に実施計画書を作成し、研究内容に最も適した手順を実施計画書に定めたうえで開始する。

Page	旧文書	新文書
	試料の収集、保管、および将来実施される試料解析研究への試料提供方法の詳細な手順は、全 JCOG 試験共通の「JCOG バイオバンクプロジェクト実施計画書」に定められている。JCOG バイオバンクプロジェクトに参加するには、参加施設の倫理審査委員会の審査承認を得る必要がある。 なお、将来 JCOG バイオバンクに保管された試料を用いて試料解析研究を行う際は、「試料解析研究実施計画書」を新たに作成の上、JCOG プロトコール審査委員会および試料解析研究に関わる施設の倫理審査委員会の審査承認を得る必要がある。	共通バンキングにおける試料の収集、保管、および将来実施される試料解析研究への試料提供方法の詳細な手順は、全 JCOG 試験共通の「JCOG_バイオバンク・ジャパン連携バイオバンク実施計画書」に定められている。 JCOG-BBJ 連携バイオバンクの共通バンキングに参加するには、参加施設の倫理審査委員会の審査承認を得る必要がある。 なお、将来JCOG-BBJ連携バイオバンクに保管された試料を用いて試料解析研究を行う際は、「試料解析研究実施計画書」を新たに作成の上、JCOG プロトコール審査委員会および試料解析研究に関わる施設の倫理審査委員会の審査承認を得る必要がある。
新:20 旧:18	3.本試験で用いる規準・定義 ・ 試験の対象集団を規定する上での stage や疾患の程度・拡がりを診断する規準を記載する。 ・ 原則として、患者選択(適格規準)や割付調整因子、治療前評価項目に関係する規準や定義が該当する。「切除不能胃がん」、「進行乳がん」、非ホジキンリンパ腫における International Index などが例としてあげられる。効果判定規準はこの章ではなく「11.1.効果判定」に記載する。エンドポイントの定義はこの章ではなく「11.3.エンドポイントの定義」に記載する。	 3. 本試験で用いる規準・定義 ・ 試験の対象集団を規定する上での stage や疾患の程度・拡がりを診断する規準を記載する。 ・ 原則として、患者選択(適格規準)や割付調整因子、治療前評価項目に関係する規準や定義が該当する。「切除不能胃がん」、「進行乳がん」、非ホジキンリンパ腫における International Prognostic Index などが例としてあげられる。効果判定規準はこの章ではなく「11.1.効果判定」に記載する。エンドポイントの定義はこの章ではなく「11.3.エンドポイントの定義」に記載する。
新:21 旧:19	4.患者選択規準 ・ 一方、適格規準で示される対象集団には属するが、治療のリスクが高いために試験に組み入れることが倫理的でないか(倫理的側面)、試験で必要な有効性・安全性の評価に影響を及ぼすと判断される(科学的側面)対象を除外する条件を規定するものが除外規準(exclusion criteria)であり、科学的側面としては内的妥当性(internal validity)すなわち比較可能性(comparability)に関係する。例えば、適格規準をすべて満たすが心筋梗塞の既往を有する患者の場合、将来、試験の結果が得られて新しい標準治療となった治療を、心虚血に注意しながらそうした患者に行うことは正当化される。しかし、そうした患者を試験に組み入れることにより、その患者が心筋梗塞で死亡した場合には、対象疾患であるがんに対する治療効果の正しい評価に影響を及ぼし得るために試験からは除外するべきと考えるのである。 ・対象集団の設定すなわち患者選択規準は、「試験の目的」、「エンドポイント」、	4. 患者選択規準 ・ 一方、適格規準で示される対象集団には属するが、治療のリスクが高いために試験に組み入れることが倫理的でないか(倫理的側面)、試験で必要な有効性・安全性の評価に影響を及ぼすと判断される対象を除外する(科学的側面)条件を規定するものが除外規準(exclusion criteria)であり、科学的側面としては内的妥当性(internal validity)すなわち比較可能性(comparability)に関係する。例えば、適格規準をすべて満たすが心筋梗塞の既往を有する患者の場合、将来、試験の結果が得られて新しい標準治療となった治療を、心虚血に注意しながらそうした患者に行うことは正当化される。しかし、そうした患者を試験に組み入れることにより、その患者が心筋梗塞で死亡した場合には、対象疾患であるがんに対する治療効果の正しい評価に影響を及ぼし得るために試験からは除外するべきと考えるのである。 ・ 対象集団の設定すなわち患者選択規準は、「試験の目的」、「エンドポイント」、

「治療内容」と密接に関連する。狭すぎる選択規準の試験結果は特定の患者

「治療内容」と密接に関連する。狭すぎる選択規準の試験結果は特定の患者

Page	旧文書	新文書
T age	集団にしか適用できないものとなる(一般化可能性が低い)し、逆に広すぎると治療効果が期待できない患者が多く含まれることとなって治療効果の差が薄まってしまう(内的妥当性が低い)。試験の目的である治療効果の評価に適切な集団を選択する適格規準を設定しなければならない。またエンドポイントの評価ができない患者(測定可能病変がない)や、規定のプロトコール治療の一部があらかじめ行えないことが判っている(髄液注入療法を含む治療レジメンの試験におけるクモ膜下出血の既往など)患者が適切に除外される適格規準、除外規準を設定する。	集団にしか適用できないものとなる(一般化可能性が低い)し、逆に広すぎると治療効果が期待できない患者が多く含まれることとなって治療効果の差が薄まってしまう(内的妥当性が低い)。試験の目的である治療効果の評価に適切な集団を選択する適格規準を設定しなければならない。またエンドポイントの評価ができない患者(測定可能病変がない)や、規定のプロトコール治療の一部があらかじめ行えないことが判っている(髄液注入療法を含む治療レジメンの試験におけるクモ膜下出血の既往など)患者が適切に除外される適格規準、除外規準を設定する。 ・一般化可能性/外的妥当性について、「特定の施設に限って試験を行った場合、その結果は日本全体には外挿できないことから標準治療とは言えないのではないか」といった質問を受けることがある。例えば、手術手技の記しにおいて、技術認定を受けた外科医に衛者を限るといった場合が挙げられる。こうした制限を設けることは、まだ一般には普及していない難度の高い新しい技術を要する実験的治療に伴う患者リスクを最小化するという倫理的側面が第一義であるが、その新しい技術が有効性で真に優れたものである時に、技術が未熟な術者が加わることでその技術の真の有効性が正しく評価されないという科学的側面(比較可能性/内的妥当性)もある。また、試験によってその技術の有用性が検証された場合には、その治療を行うことが患者にとってはベネフィットになるのだから、訓練・教育を推進して均てん化することにより当該技術は「患者に第一選択として推奨すべき標準治療」となり得るし、そうすべきである。広く普及させることが困難な場合は、例えばがん診療連携拠点病院に患者を集約するなどの対策を講じるべきである。いずれにせよそれは当該疾患の専門家集団による試験後の努力・活動の問題であって、「一定レベルの技術を有する特定の施設に限って試験を行うこと」を妨げる理由にはならない。JCOG では「日本全国どこでもできる治療」を標準治療とするというスタンスを取らない。
	適格性(適格・不適格)の分類については「14.1.3. 適格性(適格・不適格)」を 参照のこと。 以下の適格規準をすべて満たし、除外規準のいずれにも該当しない患者を 登録適格例とする。	適格性(適格・不適格)の分類については「14.1.3. 適格性(適格・不適格)」を 参照のこと。 以下の適格規準をすべて満たし、除外規準のいずれにも該当しない患者を 登録適格例とする。

Page	旧文書		新文書
新:21 旧:19	4.1.適格規準(組み入れ規準) 9) 臓器機能(臨床検査値): Laboratory tests 例)登録前 14 日以内の最新の検査値(登録日の2週間前の同一曜日は可) が、以下のすべてを満たす。 ① 白血球数≥3,000/mm³ ② 好中球数≥1,500/mm³ ③ ヘモグロビン≥8.0 g/dL ④ 血小板数≥10×10⁴/mm³ ⑤ 総ビリルビン≤1.5 mg/dL ⑥ AST(GOT)≤100 IU/L ⑦ ALT(GPT)≤100 IU/L ⑧ 血清クレアチニン≤1.3 mg/dL ⑨ クレアチニンクリアランス*≥70 mL/min	4.1.	 適格規準(組み入れ規準) 9) 臓器機能(臨床検査値): Laboratory tests 例)登録前 14 日以内の最新の検査値(登録日の2週間前の同一曜日は可) が、以下のすべてを満たす。 ① 白血球数≥3,000/mm³ ② 好中球数≥1,500/mm³ ③ ヘモグロビン≥ 10.0 g/dL(登録に用いた検査の採血日前 14 日以内に輸血を行っていないこと) ④ 血小板数≥10×10⁴/mm³ ⑤ 総ビリルビン≤1.5 mg/dL ⑥ AST(GOT)≤100 IU/L ⑦ ALT(GPT)≤100 IU/L ③ 血清クレアチニン≤1.3 mg/dL ⑨ クレアチニンクリアランス*≥70 mL/min ⑤ SpO。≥95%
新:25 l日:21	 4.2.除外規準 ・ 一般的に除外規準に挙げられる項目としては、以下のようなものがある。ある程度の主観的表現はやむを得ないが、可能な限り客観的な表現に努めること。つまり「○○により悪化すると思われる心疾患」や「△△と判断される肺疾患」のような表現は避け、可能な限り具体的な疾患または病態を特定する。 以下の 1)~6)は原則として含めることとするが、解説を参考に必要な場合には修飾を加えること。 	4.2.	 除外規準 ・ 一般的に除外規準に挙げられる項目としては、以下のようなものがある。ある程度の主観的表現はやむを得ないが、可能な限り客観的な表現に努めること。つまり「○○により悪化すると思われる心疾患」や「△△と判断される肺疾患」のような表現は避け、可能な限り具体的な疾患または病態を特定する。目安は、日常の診療記録により該当する/しないが容易に判断できること、である。 以下の 1)~6)は原則として含めることとするが、解説を参考に必要な場合には修飾を加えること。

Page	旧文書	新文書
新:30 I日:27	おいます。 はいからいます。 は数コースからなる治療レジメンの場合、何コースをもって「プロトコール治療、完了」とみなすかを明記する。 に、登録時に適格規準を満たしたが治療開始前に検査値が適格規準を満たさなくなった」という場合、治療を開始してもプロトコール逸脱/違反とはならない。そのため、登録後の治療開始までの期間は十分に短く決める必要がある。十分短く設定しても、治療開始前に臓器機能の検査値が悪化して担当医判断により治療を開始せず「プロトコール治療中止」となる場合もあり得るが、それが頻発するようなら適格規準を再検討する必要がある(ごく少数例生じるのは問題とならない)。なお Southwest Oncology Group(SWOG)においては、「登録当日または登録翌日」に治療を開始しなければならないとしている。つまり治療開始予定日が登録当日か翌日でないと登録が受け付けられない。	6. プロトコール治療 ・ 試験で評価する「プロトコール治療」の定義と全体像を説明した上で、個々の治療内容を群別(比較試験の場合)・モダリティ別に詳述する。比較試験では群別の記載を基本とし、放射線治療や手術等、群で共通の治療がある場合には「両群共通」として記載してもよい。 ・ 特に複数のレジメンや複数のモダリティによる治療レジメンの場合、「プロトコール治療」の定義を明確に行う。後治療との区別も明確に定義する。 ・ 複数コースからなる治療レジメンの場合、何コースをもって「プロトコール治療完了」とするかを明記する。 ・ 「登録時に適格規準を満たしたが治療開始前に検査値が適格規準を満たさなくなった」という場合、治療を開始してもプロトコール逸脱/違反とはならない。そのため、登録後の治療開始までの期間は十分に短く決める必要がある。十分短く設定しても、治療開始前に臓器機能の検査値が悪化して担当医判断により治療を開始せず「プロトコール治療中止」となる場合もあり得るが、それが頻発するようなら適格規準を再検討する必要がある(ごく少数例生じるのは問題とならない)。なお Southwest Oncology Group(SWOG)においては、「登録当日または登録翌日」に治療を開始しなければならないとしている。つまり治療開始予定日が登録当日か翌日でないと登録ができない。
新:35 I日:32	6.1.2. プロトコール治療中止の規準 プロトコール治療中止日は、6.2.2.5)の場合死亡日、それ以外の場合は担当 医がプロトコール治療 <u>中止と判断した日</u> とする。	6.1.2. プロトコール治療中止の規準 プロトコール治療中止日は、6.2.2.5)の場合死亡日、登録後不適格が判明し <u>た場合は担当医が不適格と判断した日、</u> それ以外の場合は担当医がプロトコ ール治療 <u>中止と判断した日</u> とする。
新:36 I日:32	6.3. 治療変更規準 ・ 延期 delay	6.3. 治療変更規準 ・ 延期 delay 投与間隔の延長、投与を規定より遅らせること。 延期可能な期間を明記すること ・ 中止 terminate 治療全体または特定の薬剤やモダリティの永久的・継続的取りやめ。再開しない。

Page	旧文書	新文書
		例: 投与開始予定日より3週を越えても次コース開始規準を満たさない 場合、プロトコール治療中止とする。
	 治療変更規準作成のヒント ・治療変更規準はできる限りシンプルで明確、かつ臨床的に妥当なものでなければならないが、実際には、薬剤の特性、治療レジメンの特徴、認可された用量・用法など、考慮すべきパラメータが非常に多く、プロトコール作成の中でももっとも難しい部分と言える。 ・説明は箇条書きが望ましい。 ・Grade を用いて規定する場合、当該 Grade の定義を冗長にならない範囲で記述する。 ・論理的な変更規準を作成するには枝分かれ図、いわゆる"decision tree"を作成することを推奨する。プロトコール本文や付表にシェーマとして decision treeを付してもよい。逆に、tree が書けない変更規準は論理的でないと言えるし、tree が複雑になり過ぎる場合は逸脱/違反が必発するだろう。 ・「コース開始規準」と「減量/中止規準」に分けて規定する。 ・好中球数を治療変更規準に用いる場合、幼若好中球を含む全好中球数とするのか、成熟好中球(桿状核球+分節核球)のみをカウントする ANC (Absolute Neutrophil Count)を用いるのか明記すること。JCOG の標準は後者である。 	 治療変更規準作成のヒント ・治療変更規準はできる限りシンプルで明確、かつ臨床的に妥当なものでなければならないが、実際には、薬剤の特性、治療レジメンの特徴、認可された用量・用法など、考慮すべきパラメータが非常に多く、プロトコール作成の中でももっとも難しい部分と言える。 ・説明は箇条書きが望ましい。 ・ Grade を用いて規定する場合、当該 Grade の定義を冗長にならない範囲で記述する。 ・ 論理的な変更規準を作成するには枝分かれ図、いわゆる"decision tree"を作成することを推奨する。プロトコール本文や付表にシェーマとして decision treeを付してもよい。逆に、tree が書けない変更規準は論理的でないと言えるし、tree が複雑になり過ぎる場合は逸脱/違反が頻発するだろう。 ・ 「コース開始規準」と「減量/中止規準」に分けて規定する。 ・ 好中球数を治療変更規準に用いる場合、幼若好中球を含む全好中球数とするのか、成熟好中球(桿状核球+分節核球)のみをカウントする ANC (Absolute Neutrophil Count)を用いるのか明記すること。JCOG の標準は後者である。
新:41 I日:38	 コース開始規準: ・次コースを開始しても安全と思われる程度に臓器機能が回復していることを確認するための指標であり、開始当日またはその前日(または3日前など)までに満たすべき臨床検査値の値などとして決定する。 ・外来治療があり得る場合、当日の検査値のうち、血算は検査値を確認してから投与の可否や減量の有無を決定できても、生化学検査は投与時までに検査結果が判明しないことが多いため、当日(や直近)の検査値を用いて規定することが不適切となる。この点を考慮して規定すること。 ・コース開始規準は、第1コースには適用されないことを明記すること 6.4.1.規定とする併用療法・支持療法 	 □一ス開始規準: ・次コースを開始しても安全と思われる程度に臓器機能が回復していることを確認するための指標であり、開始当日またはその前日(または3日前など)までに満たすべき臨床検査値の値などとして決定する。 ・外来治療の場合、当日の検査値のうち、血算は検査値を確認してから投与の可否や減量の有無を決定できても、生化学検査は投与時までに検査結果が判明しないこともあるため、当日(や直近)の検査値を用いて規定することが不適切な場合がある。この点を考慮して規定すること。 ・コース開始規準は、第1コースには適用されないことを明記すること 6.4.1.規定とする併用療法・支持療法
	2)HBs 抗原陰性でHBc 抗体陽性 and/or HBs 抗体陽性例に対する検査と支持療 <u>法</u>	<u>2) HBs 抗原陰性で HBc 抗体陽性 and/or HBs 抗体陽性例に対する検査と支持療</u> <u>法</u>

Page	旧文書	新文書
		化学療法開始前に最低1回、必ず「HBV-DNA定量」を行う。HBV-DNA定量は、リアルタイム PCR 法により実施する。
	i) 化学療法開始前の HBV-DNA が 2.1 log copies/mL 以上の場合 ・ HBs 抗原陽性例を対象に含む場合は、以下の記載を使用する。 ①化学療法開始前に行う検査: HBV-DNA 定量 化学療法開始前に最低1回、必ず「HBV-DNA 定量」を行う。HBV-DNA 定量は、リアルタイム PCR 法により実施する。	i) 化学療法開始前の HBV-DNA が 2.1 log copies/mL 以上の場合 ・ HBs 抗原陽性例を対象に含む場合は、以下の記載を使用する。
	②支持療法(核酸アナログ予防投与)の用法・用量 「1)HBs 抗原陽性例に対する検査と支持療法」における核酸アナログ(エンテカビルもしくはテノホビル)の用法・用量に従う。核酸アナログ投与中止の条件も同じ。	①支持療法(核酸アナログ予防投与)の用法・用量 「1) HBs 抗原陽性例に対する検査と支持療法」における核酸アナログ(エンテカビルもしくはテノホビル)の用法・用量に従う。核酸アナログ投与中止の条件も同じ。
	③モニタリング: HBV-DNA 定量(核酸アナログ投与中および投与終了後) 核酸アナログ投与中、投与中止後のモニタリングの間隔は「1) HBs 抗原陽性例に対する検査と支持療法」の規定に従う。 ・ HBs 抗原陽性例を除外する場合は、以下の記載を使用する。 ①化学療法開始前に行う検査: HBV-DNA 定量	②モニタリング: HBV-DNA 定量(核酸アナログ投与中および投与終了後) 核酸アナログ投与中、投与中止後のモニタリングの間隔は「1) HBs 抗原陽性例に対する検査と支持療法」の規定に従う。 • HBs 抗原陽性例を除外する場合は、以下の記載を使用する。
	 化学療法開始前に最低 1 回、必ず「HBV-DNA 定量」を行う。 HBV-DNA 定量は、リアルタイム PCR 法により実施する。 ②支持療法(核酸アナログ予防投与)の用法・用量 使用薬剤 メニンテカビル(ブリストル・マイヤーズ: パラクルード錠 0.5 mg) テノホビル(グラクソ・スミスクライン: テノゼット錠 300 mg) 	①支持療法(核酸アナログ予防投与)の用法・用量 ・ 使用薬剤 > エンテカビル (ブリストル・マイヤーズ: バラクルード錠 0.5 mg) > テノホビル (グラクソ・スミスクライン: テノゼット錠 300 mg)
新:45 旧:40	③モニタリング: HBV-DNA 定量(核酸アナログ投与中および投与終了後) 6.4.2.推奨される/推奨されない併用療法・支持療法 以下の併用・支持療法が推奨される。行わなくてもプロトコール逸脱とはしない。	②モニタリング: HBV-DNA 定量(核酸アナログ投与中および投与終了後) 6.4.2.推奨される/推奨されない併用療法・支持療法 以下の併用・支持療法が推奨される。行わなくてもプロトコール逸脱とはしない。
	<u>1) G-CSF</u> G-CSF は下表に示す承認用法・用量に従って投与する。予防的投与は行 わない。	1) 好中球減少時の発熱に対する対処 ・ 発熱性好中球減少症に対する対処法については、現在までに米国感染症学会(IDSA)によるガイドライン(2002、2010)、日本臨床腫瘍学会(JSMO)によるガイドライン(2012)、ASCO によるガイドライン(2013)が公表されている。その中で、JSMO から発行されたガイドライン「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」は「日本の日常診療の実態に適した FN の対処方法を明らか

Page	旧文書	新文書
		にすることを目的に、『発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン』を作成し
		た。」とある。このため、プロトコールマニュアルの記載例は、JSMO ガイドライ
		ンに準拠した。試験により書き換え可能であるが、原則として、以下の記載と
		<mark>する。</mark>
		① <u>発熱性好中球減少症 (FN) 発症時の評価</u>
		a) <u>好中球数が 500/mm³未満、また</u> は <u>1,000/mm³未満で 48 時間以内</u> に
		500/mm³未満に減少すると予測される状態で、かつ、腋窩温 37.5℃
		以上(口腔内温 38℃以上)の場合、速やかに重症度リスク評価を行
		いリスクに応じて抗菌薬治療を開始する。
		b) <u>重症度リスク評価は Multinational Association for Supportive Care in</u>
		Cancer(MASCC)スコアリングシステム**を参考にして行う。
		c) 初期評価のために、白血球分画と血小板数を含む全血球計算、腎
		機能(BUN、クレアチニン)、電解質、肝機能(トランスアミナーゼ、総
		ビリルビン、アルカリホスファターゼ)検査、抗菌薬開始前に 2 セット 以上の静脈血培養検査、中心静脈カテーテルが留置されている場
		以上の静脈血塩養便宜、中心静脈のケーゲルが留直されている場合はカテーテル内腔から 1 セットと末梢静脈から 1 セットの培養検
		査、感染が疑われる部位の培養検査、呼吸器症状・徴候がある場
		直、窓来が一般101000日度の日度便宜、行政協定が「財政がある場合は胸部X線検査を行う。
		d) 中心静脈カテーテルが挿入されている患者に発熱性好中球減少症
		(FN)が発症した場合、カテーテルと末梢血からの血液培養を行い、
		両者の陽性化に 120 分以上の時間差がある場合はカテーテル関連
		感染症と考える。適切な抗菌薬治療を 72 時間以上行っても改善し
		ない場合にはカテーテル抜去を行う。黄色ブドウ球菌、緑膿菌、バ
		チラス、真菌、抗酸菌による感染ではカテーテルを抜去し、培養結
		果に基づいた適切な抗菌薬治療を行う。
		② 抗菌薬の使用
		a) <u>高リスク患者では、抗緑膿菌活性を有する β ラクタム薬を単剤で経</u>
		<u>静脈的に</u> 投与する。 <u>ただし、状態が不安定または合併症を有する患</u>
		者や薬剤耐性菌が強く疑われる場合には、初期レジメンの単剤に
		他の抗菌薬(アミノグリコシド系薬、フルオロキノロン系薬および/ま
		たはバンコマイシン)を追加してもよい。低リスク患者では、経口ま
		たは静注で抗菌薬を投与し、入院または十分な評価を行った上で適
		切な場合には外来治療も可とする。
		b) 抗菌薬開始 3-4 日後に再評価を行って抗菌薬の継続または変更に

Page	旧文書	新文書
		ついて検討し、原則として、好中球数が 500/mm³ 以上に回復するまで抗菌薬を継続する。 c) 高リスク患者で、4-7 日間の広域抗菌薬投与に反応しない場合には、経験的な抗真菌薬投与が推奨される。 d) 好中球数 100/mm³ 以下が 7 日を超えて続くことが予想される高リスク患者ではフルオロキノロンの予防投与が推奨される。 3 G-CSF の治療的投与 FN 発生時の G-CSF の治療的投与については、「6.4.5.3) G-CSF の治療的投与」を参照すること
ID		 ※ 1 Multinational Association for Supportive Care in Cancer (MASCC)スコアリングシステム (発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン[編集 日本臨床腫瘍学会]より一部改変し引用※2)
IB:41		
	使用量 +フィルグラスチム:50 μ g/m² を 1 目 1 回皮下注、または 100 μ g/m² を 1 目 1 回静脈投与 +ナルトグラスチム:1 μ g/kg を 1 目 1 回皮下注、または 2 μ g/kg を 1 目 1 回静脈投与 +レノグラスチム:2 μ g/kg を 1 目 1 回静脈投与 トン・グラスチム:2 μ g/kg を 1 目 1 回静脈投与 トン・グラスチム:2 μ g/kg を 1 目 1 回静脈投与 トン・ブラスチム:2 μ g/kg を 1 目 1 回春 トン・ブラストム:2 μ g/kg を 1 目 1 回春 トン・ブラストム トン・ブラストム:2 μ g/kg を 1 目 1 回春 トン・ブラストム:2 μ g/kg を 1 目	
	-好中球数が最低値を示す時期を経過後 5,000 / mm ³ 以上に達した場合は投中止時期 与を中止する。 -好中球数が 2,000 / mm ³ 以上に回復し、感染症が疑われるような症状がなく、使用薬剤に対する反応性から患者の安全が確保できると判断した場合には、使用薬剤の中止、減量を検討する。	
旧:41	<u>2)CDDP 投与当日の注意</u> CDDP 投与当日は、アミノグリコシド系抗生物質、バンコマイシン、非ステ	

Page	旧文書	新文書
	ロイド系抗炎症薬を投与しない、または併用する際は慎重に投与を行う。	
	3) 好中球減少時の発熱に対する対処	
	• 発熱性好中球減少時の発熱に対する対処法については、現在までに米国感	
	染症学会(IDSA)によるガイドライン(2002、2010)、日本臨床腫瘍学会	
	(JSMO)によるガイドライン(2012)が公表されている。その中で、JSMOから発	
	行されたガイドライン「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」は	
	「日本の日常診療の実態に適した FN の対処方法を明らかにすることを目的	
	に、『発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン』を作成した。」とある。このた	
	め、プロトコールマニュアルの記載例は、JSMO ガイドラインに準拠した。試験	
	により書き換え可能であるが、原則として、以下の記載とする。	
	① 好中球数が500 /mm³未満、または1,000 /mm³未満で48 時間以内に500	
	/mm³未満に減少すると予測される状態で、かつ、腋窩温 37.5℃以上(ロ	
	腔内温 38℃以上)の場合、速やかにリスク評価を行いリスクに応じて抗	
	菌薬治療を開始する。	
	② リスク評価は Multinational Association for Supportive Care in Cancer	
	(MASCC)スコアリングシステム ^{※↓} を参考にして行う。	
	③ 初期評価のために、白血球分画と血小板数を含む全血球計算、腎機能	
	(BUN、クレアチニン)、電解質、肝機能(トランスアミナーゼ、総ビリルビ	
	ン、アルカリホスファターゼ)検査、抗菌薬開始前に2セット以上の静脈血	
	培養検査、中心静脈カテーテルが留置されている場合はカテーテル内腔	
	から1セットと末梢静脈から1セットの培養検査、感染が疑われる部位の	
	培養検査、呼吸器症状・徴候がある場合は胸部 X 線写真検査を行う。	
	④ 高リスク患者では、抗緑膿菌活性を有するβラクタム薬を単剤で経静脈	
	的に投与する。ただし、状態が不安定または合併症を有する患者や薬剤	
	耐性菌が強く疑われる場合には、初期レジメンの単剤に他の抗菌薬(ア	
	ミノグリコシド系薬、フルオロキノロン系薬および/またはバンコマイシン)	
	を追加してもよい。低リスク患者では、経口または静注で抗菌薬を投与	
	し、入院または十分な評価を行った上で適切な場合には外来治療も可と	
	ታる。	
	⑤ 抗菌薬開始 3-4 日後に再評価を行って抗菌薬の継続または変更につい	
	て検討し、原則として、好中球数が 500 /mm³以上に回復するまで抗菌薬	
	を継続する。	
	⑥ 高リスク患者で、4−7 日間の広域抗菌薬投与に反応しない場合には、経	

Page	旧文書	新文書
	験的な抗真菌薬投与が推奨される。 ② 好中球数 100 /mm³以下が 7 目を超えて続くことが予想される高リスク患者ではフルオロキノロンの予防投与が推奨される。 ③ 発熱性好中球減少症の発症リスクが 20%以上の患者、および、発症リスクが 10-20%で、かつ、i)65歳以上の高齢者、ii)病期分類で進行期に該当する患者、iii)抗菌薬を予防投与されていない患者、iv)発熱性好中球減少症の既往のある患者のいずれかの患者では、G-CSF の予防投与が推奨される。発症リスクが 10%未満の患者では、重篤な経過が予測される場合にのみ推奨される。 ④ 中心静脈カテーテルが挿入されている患者に発熱性好中球減少症(FN)が発症した場合、カテーテルと末梢血からの血液培養を行い、両者の陽	
	性化に 120 分以上の時間差がある場合はカテーテル関連感染症と考える。適切な抗菌薬治療を72 時間以上行っても改善しない場合にはカテーテル抜去を行う。黄色ブドウ球菌、緑膿菌、バチラス、真菌、抗酸菌による感染ではカテーテルを抜去し、培養結果に基づいた適切な抗菌薬治療を行う。 ① 手指衛生、医療従事者の感染標準予防策、患者病原体隔離予防策等を行って感染予防策を実施する。 ※ 1 Multinational Association for Supportive Care in Cancer (MASCC)スコアリングシステム (発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン[編集 日本臨床腫瘍学会]より一部改変し引用※2)	
新:46 I日:42	スコアの合計は最大 26 点。21 点以上を低リスク、20 点以下を高リスクとする ※2 本試験では 20 歳以上の患者が対象であるため、発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン[編集 日本臨床腫瘍学会]原著から「16 歳未満には適用しない」を削除した。	スコアの合計は最大 26 点。21 点以上を低リスク、20 点以下を高リスクとする ※2 本試験では 20 歳以上の患者が対象であるため、発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン[編集 日本臨床腫瘍学会]原著から「16 歳未満には適用しない」を削除した。
	4)インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種 ・ ワクチン接種については、各種ガイドラインを参照し、臨床的な判断で投与することを推奨する。ワクチン接種を推奨する場合の記載例として以下に示す。 試験により書き換え可能である。本項目を含めるかどうかは、試験毎に決定する。 化学療法開始前や化学療法中、術前の予防接種の有用性や接種のタイミ	 2)インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種 ・ ワクチン接種については、各種ガイドラインを参照し、臨床的な判断で投与することを推奨する。ワクチン接種を推奨する場合の記載例として以下に示す。試験により書き換え可能である。本項目を含めるかどうかは、試験毎に決定する。 化学療法開始前や化学療法中、術前の予防接種の有用性や接種のタイミ

Page	旧文書	新文書
	ングに関するエビデンスは明らかではない。しかし、免疫能低下患者では感染症が重篤になることが知られているため、米国感染症学会等のガイドラインにならい、日本臨床腫瘍学会の「発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」(JSMO ガイドライン)でも、インフルエンザワクチンの接種は推奨グレード A、肺炎球菌ワクチンの接種は推奨グレード B と記載されている。そのため、ワクチン接種のベネフィットが期待でき、かつ、安全性が確保されると判断される場合には、プロトコール治療とワクチン接種の時期を考慮し、JSMO ガイドラインを参照してワクチンの接種を検討すること。	ングに関するエビデンスは明らかではない。しかし、免疫能低下患者では感染症が重篤になることが知られているため、米国感染症学会等のガイドラインにならい、日本臨床腫瘍学会の「発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」(JSMO ガイドライン)でも、インフルエンザワクチンの接種は推奨グレード A、肺炎球菌ワクチンの接種は推奨グレード B と記載されている。そのため、ワクチン接種のベネフィットが期待でき、かつ、安全性が確保されると判断される場合には、プロトコール治療とワクチン接種の時期を考慮し、JSMO ガイドラインを参照してワクチンの接種を検討すること。
		3) CDDP 投与当日の注意 CDDP 投与当日は、アミノグリコシド系抗生物質、バンコマイシン、非ステロイ ド系抗炎症薬を投与しない、または併用する際は慎重に投与を行う。
新:47		6.4.3.顆粒球コロニー刺激因子(granulocyte-colony stimulating factor: G-CSF) ・ G-CSF については、試験ごとに、一次予防的投与、二次予防的投与、治療的投与、それぞれについて、推奨される、許容される、推奨されない、のいずれかを選択して記載すること。 ・ バイオシミラーの使用を許容するかどうかについては、2013 年 12 月 21 日のJCOG 運営委員会で試験ごとに検討してプロトコールに明記することが決定された。G-CSF 製剤のバイオシミラーの使用を許容する場合は以下の文章を当該箇所に含めること。 ※本試験では G-CSF のバイオ後発品(バイオシミラー)の使用を許容する。 1) G-CSF の一次予防的投与 ・ G-CSF の使用に関する以下の解説部分は、日本癌治療学会から発行された「G-CSF 適正使用ガイドライン 2013 年版」、2012 年に日本臨床腫瘍学会(JSMO)から発行された「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」、および各薬剤の添付文書に準拠した。 ・ G-CSF の一次予防的投与*の推奨グレードは、「G-CSF 適正使用ガイドライン2013 年版」、「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン12013 年版」、「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン12もに、レジメンの FN 発症リスクの程度に応じて以下のように 3 段階に分けられている。※一次予防的投与: 抗がん剤治療の 1 コース目から、発熱性好中球減少症を予防する目的で、好中球減少や発熱を確認することなく G-CSF を投与すること。

Page	旧文書	新文書
		G-CSF の一次予防的投与の推奨グレード
新:47		<u>推奨グレード</u>
		ロンジメンの 日本癌治療学会 リSMO 発熱性好中球減少症
		FN 発症リスク G-CSF 適正使用ガイドライン 2013 (FN)
		<u>年版</u> <u>診療ガイドライン</u> ## !! * * * * * * * * * * * * * * * * *
		20%以上 推奨グレード A 推奨グレード A 10%以上 20%未 ##!!! 「 」 」 「 B
		<u> </u>
新:47		推奨グレード A:強い科学的根拠があり、行うよう強く勧められる
		推奨グレード B:科学的根拠があり、行うよう勧められる
		推奨グレード C1:科学的根拠は明確ではないが、行うよう勧められる
		推奨グレード D:無効性あるいは害を示す科学的根拠があり、行わないよう 勧められる
		• 「G-CSF 適正使用ガイドライン 2013 年版」の解説では、20%の閾値は厳密な:
		ビデンスに裏打ちされたものではないため注意が必要であるとの記載もあ
		が、日本だけでなく、ASCO、EORTC、NCCN いずれのガイドラインでも、FN st
		症リスクが 20%以上のレジメンを使用するときには G-CSF の一次予防的投
		を推奨している。また、FN 発症リスクが 20%未満のレジメンについて、「G-CS
		適正使用ガイドライン 2013 年版」では、G-CSF 使用の意義は今後の検討課題
		であり、現時点では FN 発症リスクが 10-20%のレジメンについては、FN 発症
		たは重症化リスクに基づく個別の判断が重視されると解説されている。そ
		て、FN 発症のリスク因子として、「G-CSF 適正使用ガイドライン 2013 年版」 は、ASCO、EORTC、NCCN の各ガイドラインで挙げられている項目に言及し
		「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」では4項目が挙げられて
		いる。
		- Total Control Cont
新:47		ASCO EORTC NCCN JSMO
		 高齢者(65歳以上) 高齢者(65歳以) 高齢者(65歳以) 高齢者(65歳以)
		• <u>PS 不良 以上) 上) 上)</u>
		 レジメンの異なる先行 進行がん PS 不良 進行がん は 京菜 ス は かる
		化学療法におけるFN ・ レジメンの異 ・ 化学療法施行 ・ 抗菌薬予防投

Page	旧文書	新文書
		の既往歴 なる先行化学 歴 - 方なし ・ 広範囲放射線照射などの強い前治療 ・ 放射線同時併用化学療法 ・ 治療前好中球減少 ・ 腫瘍の骨髄浸潤による血球減少 ・ 感染や開放創 ・ 栄養状態不良 ・ 最近の手術歴 ・ 開放創や活動性感染 ・ 肝障害(ビリルビン高値)
新:48		・以上より、JCOGプロトコールマニュアルでは、一次予防的投与が「推奨される場合」、「許容される場合」、「許容されない場合」の3つの記載例を以下に示す。2章、7章で記載する、プロトコール治療で予想されるFN発症頻度に基づいて検討し、いずれかを選択すること。また、ガイドラインに従うと一次予防的投与が推奨される場合であっても、がん種によっては一次予防的投与の使用が承認されていない場合や、レジメンの投与間隔によっては添付文書上の安全性に関する注意を満たすことができない場合もある。その場合は、予想されるFN発症リスクに基づいて一次予防的投与を推奨することができない理由も、以下の記載例に従って記述すること。 ・ 推奨される場合の記載例 ● 群の FN発症リスクは 20%以上であるため/● 群の FN発症リスクは10-20%で対象はFN発症のリスク因子である● ●を有するため、「G-CSF適正使用ガイドライン 2013 年版」、「JSMO発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」に従い、G-CSFの一次予防的投与が推奨される。ただし、投与しなくてもプロトコール逸脱とはしない。 ・ 許容される場合の記載例 ● 群の FN発症リスクは 20%以上であるため/FN発症リスクは10-20%で対象は FN発症のリスク因子である● ●を有するため(リスクに応じて適切に理由を記述)、「G-CSF適正使用ガイドライン」に従うと、G-CSFの一次予防的投与が推奨される。ただし、本試験の対象疾患は予後が限られており、G-CSFの一次予防的投与よりは減量やスケジュール変更が優先される状況が多いため、G-CSF

Page	旧文書	新文書
		の一次予防的投与は推奨しない。ただし、FN 発症のリスク因子である●●等 を有する場合には G-CSF の一次予防的投与が許容される。
		表 6.4.5. G-CSF の一次予防的投与は下表に示す承認用法・用量に従って行う。
新:48		<u>薬剤</u> ・ペグフィルグラスチム ^{※1} ・フィルグラスチム ^{※2} ・ナルトグラスチム ^{※2} ・レノグラスチム ^{※2}
		開始時期・がん化学療法剤投与終了後24時間以降使用量・ペグフィルグラスチム(遺伝子組換え)として、3.6 mg を化学療法1コースあ使用法たり1回皮下投与
		・フィルグラスチム: $50 \mu \text{g/m}^2 を 1 \Theta 1 \Theta$ 皮下注、または $100 \mu \text{g/m}^2 e 1 \Theta 1 \Theta$ 回静脈投与 ・ナルトグラスチム: $1 \mu \text{g/kg} e 1 \Theta 1 \Theta$ 回皮下注、または $2 \mu \text{g/kg} e 1 \Theta 1 \Theta$
		静脈投与 ・レノグラスチム: 2 μ g/kg を 1 日 1 回皮下注、または 5 μ g/kg を 1 日 1 回静 脈投与
		中止時期 ・好中球数が最低値を示す時期を経過後 5,000/mm³ 以上に達した場合は投 (ペグフィ 与を中止する。 ルグラス・好中球数が 2,000/mm³ 以上に回復し、感染症が疑われるような症状がなく、
		チ ム 以 使用薬剤に対する反応性から患者の安全が確保できると判断した場合に 外) は、使用薬剤の中止、減量を検討する。
新:48		※1 添付文書のく用法・用量に関連する使用上の注意>に「がん化学療法剤の投与開始14日前から投与終了後24時間以内に本剤を投与した場合の安全性は確立していない」とあるため、レジメンごとに使用が適切か確認すること。「G-CSF 適正使用ガイドライン2013 年版 Ver.2」では、「抗がん薬投与と同日のペグフィルグラスチム投与は推奨されない」、「毎週投与の化学療法との併用でペグフィルグラスチムを使用することについても、その安全性や有効性は確立しておらず、推奨されない」とあり、「2週毎または3週毎投与レジメンの抗がん薬投与終了から24時間以上経過したタイミングで、皮下注射により、1サイクルあたり1回のみ投与される」とある。 ※2添付文書上、急性白血病、悪性リンパ腫、小細胞肺癌、胚細胞腫瘍(睾丸腫瘍、卵巣腫瘍など)、神経芽細胞腫、小児がんでは、一次予防的投与が認めら

Page	旧文書	新文書
		# 順大とない 見入の ご 井 四
		推奨されない場合の記載例<fn 10%以上の場合="" 発症リスクが=""></fn>
		○ 群の FN 発症リスクは 20%以上であるため/FN 発症リスクは 10-20%で FN 発
		症のリスク因子である●●を有するため(リスクに応じて適切に理由を記述)、
		「G-CSF 適正使用ガイドライン 2013 年版」、「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)
		診療ガイドライン」に従うと、G-OSF の一次予防的投与が推奨される。しかし、
		フィルグラスチム、ナルトグラスチム、レノグラスチムのいずれの添付文書で
		も、本試験で対象とするがん種では一次予防的投与の使用は承認されていな
		い。また、ペグフィルグラスチムはがん種を問わず一次予防的投与の使用が
		承認されているが、●群では抗がん剤を1週に1回投与するため、ペグフィル グラスチムの添付文書にある使用上の注意(がん化学療法剤の投与開始 14
		日前から投与終了後24時間以内に本剤を投与した場合の安全性は確立して
		いない)に基づくと、本試験では一次予防的投与は推奨されない。
		S SO THE PACE THE SAME TO STAND THE STAND OF
		< FN 発症リスクが 10%未満の場合>
		●群の FN 発症リスクは 10%未満であるため、「G-CSF 適正使用ガイドライン
		2013 年版」、「JSMO 発熱性好中球減少症(FN)診療ガイドライン」に従い、
		G-CSF の一次予防的投与は推奨されない。
		2) G−CSF の二次予防的投与
		・ 前コースで発熱性好中球減少症を生じた場合、投与量減量など適切な処置を
		とらなければ G-CSF の二次予防的投与**!を行ったとしても次コース以降での
		FN 発症リスクは高いと考えられる。そのため、抗がん剤の減量やスケジュー
		ル変更を行うことが望ましい。また、G-CSF の二次予防的投与により生存期間が延長したという報告はないが、二次予防的投与を行うことで治療強度を
		間が延長したという報告はないが、二次予防的投与を行うことで治療強度を維持し、結果として生存期間延長に寄与する可能性はある。そのため、抗が
		ん剤の減量やスケジュール変更を行うことが望ましくない患者※2 では、次コー
		ス以降でG-CSFの二次予防的投与を行うことを推奨する。JCOGプロトコール
		マニュアルでは、二次予防的投与が「推奨される場合」、「許容される場合」、
		「許容されない場合」の 3 つの記載例を以下に示す。試験毎に検討し、いずれ
		<mark>かを選択すること。</mark>
		※1 二次予防的投与:抗がん剤治療において前コースで発熱性好中球減少
		<u>症を生じたり、遷延性の好中球減少症で投与スケジュー</u>

Page	旧文書	新文書
		ルの延期が必要となったりした場合に、次コースで予防 的に G-OSF を投与すること。 ※2 化学療法により「治癒」を含む十分な効果が期待でき、治療強度を下げ ない方がよいと考えられる疾患の患者。例えば、ホジキンリンパ腫、非 ホジキンリンパ腫(中、高悪性)、乳がん(術後化学療法)、胚細胞腫瘍、 絨毛がん、小細胞肺癌、急性白血病など。
		・ <u>推奨される場合の記載例</u> 前コースで発熱性好中球減少症を生じた場合、次コース以降での G-CSF の二次予防的投与が推奨される。ただし、投与しなくてもプロトコール逸脱とはしない。
		・ <u>許容される場合の記載例</u> 前コースで発熱性好中球減少症を生じた場合、G-CSF の二次予防的投与 により生存期間が延長するというエビデンスは十分ではないが、次コース以 降で G-CSF の二次予防的投与は許容される。
新:49		図

	中止時期 ・好中球数が最低値を示す時期を経過後 5,000/mm³ 以上に達した場合は投
	(ペグフィ 与を中止する。
	ルグラス ・好中球数が 2,000/mm³ 以上に回復し、感染症が疑われる症状がなく、使用
	チ ム 以 薬剤に対する反応性から患者の安全が確保できると判断した場合には、使外) 用薬剤を中止または減量する。
新:50	※1 添付文書の<用法・用量に関連する使用上の注意>に「がん化学療
	法剤の投与開始14日前から投与終了後24時間以内に本剤を投与し
	た場合の安全性は確立していない」とあるため、レジメンごとに使用
	が適切か確認すること。「G-CSF 適正使用ガイドライン 2013 年版
	Ver.2」では、「抗がん薬投与と同日のペグフィルグラスチム投与は推
	奨されない」、「毎週投与の化学療法との併用でペグフィルグラスチ
	ムを使用することについても、その安全性や有効性は確立しておら
	ず、推奨されない」とあり、「2 週毎または 3 週毎投与レジメンの抗が
	ん薬投与終了から 24 時間以上経過したタイミングで、皮下注射により、1 サイクルあたり 1 回のみ投与される」とある
	9、「917/ルめに91回のみ技与される」とある 推奨されない場合の記載例
	前コースで発熱性好中球減少症を生じた場合、●●●●(試験毎に理由を
	記載)により抗がん剤の減量やスケジュール変更を行うことが望ましい。そ
	のため、次コース以降で G-CSF の二次予防的投与は推奨されない。
	3) G-CSF の治療的投与
	・ 既に発症した発熱性好中球減少症に対して一律に治療的な G-CSF 投与を行
	うことは推奨されない。高齢者、肺炎、臓器障害などの重篤化する危険因子を
	<u>有する患者において検討することは妥当である。</u>
	G-CSF の治療的投与は、下表に示す承認用法・用量に従って行う。
新:50	開始時期 ・好中球数 1,000/mm³未満で発熱(原則として 38℃以上)がみられた時点
	<u>・好中球数 500/mm³未満が観察された時点</u>
	使用量 <u>・フィルグラスチム:50 μ g/m² を 1 日 1 回皮下注、または 100 μ g/m² を 1 日</u>
	使用法 1回静脈投与
	<u>・ナルトグラスチム: 1 μ g/kg を 1 日 1 回皮下注、または 2 μ g/kg を 1 日 1 回</u>
	<u>静脈投与</u> ・レノグラスチム: 2 μ g/kg を 1 日 1 回皮下注、または 5 μ g/kg を 1 日 1 回静
	<u>・レノグラステム: 2 μ g/ kg を 1 日 1 回及下注、または 5 μ g/ kg を 1 日 1 回酵</u> 脈投与
	・好中球数が最低値を示す時期を経過後 5,000/mm³ 以上に達した場合は投

Page	旧文書	新文書
		中止時期 与を中止する。 ・好中球数が 2,000/mm³以上に回復し、感染症が疑われる症状がなく、使用薬剤に対する反応性から患者の安全が確保できると判断した場合には、使用薬剤を中止または減量する。
新:50 旧:43	6.5. 後治療 主たる解析や中間解析で、いずれかの治療群が良いと結論された場合 ((単群試験の場合)プロトコール治療が良い、または良くないと結論された場合)、必要に応じて試験に登録された患者に試験の結果を説明し、個々の患者の治療経過を考慮の上、最良と考えられる治療法を提供する。 また、プロトコール治療中止規準には該当するが、臨床的には「プロトコール治療継続」が妥当と判断される場合は、原則として(時間的余裕がない場合を除いて)、担当医レベルで決定するのではなく、施設研究責任者もしくは施設コーディネーターを通じて研究事務局に相談すること。研究事務局と施設研究責任者・施設コーディネーターの合意の下に、「プロトコール治療中止→後治療として治療」か、「逸脱してプロトコール治療継続」かを決定する。研究事務局との相談内容および意思決定の経緯は、当該患者の治療終了報告用紙や経過記録用紙のコメント欄に詳細に記載すること。なお、「逸脱してプロトコール治療継続」が頻発する場合は、プロトコール治療中止規準が臨床的に不適切である可能性があるため、研究事務局はグループ会議やグループメーリングリストを利用してプロトコール治療中止規準の見直しについて検討する。	6.5. 後治療 主たる解析や中間解析等により試験の主たる結論が判明した場合、必要に応じて試験に登録された患者に試験の結果を説明し、個々の患者の治療経過を考慮の上、最良と考えられる治療法を提供する。また、プロトコール治療中止規準には該当するが、臨床的には「プロトコール治療継続」が妥当と判断される場合は、原則として(時間的余裕がない場合を除いて)、担当医レベルで決定するのではなく、施設研究責任者もしくは施設コーディネーターを通じて研究事務局に相談すること。研究事務局と施設研究責任者・施設コーディネーターの合意の下に、「プロトコール治療中止→後治療として治療」か、「逸脱してプロトコール治療継続」かを決定する。研究事務局との相談内容および意思決定の経緯は、当該患者の治療終了報告用紙や経過記録用紙のコメント欄に詳細に記載すること。なお、「逸脱してプロトコール治療継続」が頻発する場合は、プロトコール治療中止規準が臨床的に不適切である可能性があるため、研究事務局はグループ会議やグループメーリングリストを利用してプロトコール治療中止規準の見直しについて検討する。
新:52 旧:44	7. 予期される有害事象	7. 予期される有害事象
	7.1. 予期される有害反応 本試験において予期される有害反応は以下のとおり。 ・ 併用化学療法の場合の薬物有害反応、外科手術・放射線治療の有害反応について記載する。phase-III の場合は試験治療群だけでなく標準治療群についても予期される有害反応を記述する。 ・ 複数のモダリティからなるレジメンの場合、それぞれのモダリティ別に記述した上で、併用することによって増強される可能性がある有害反応について特に注意して詳述する。頻度は文章で羅列するよりも表で簡潔にまとめることが推奨される。文献や添付文書により頻度が数値として判っている場合には数値を記述し、そうでない場合には「しばしば」「まれに」などで記述する。 ・ 「重篤な有害反応」が予期される場合にその頻度が予期されたレベルよりも増	 7.2. 予期される有害反応 本試験において予期される有害反応は以下のとおり。 ・併用化学療法の場合の薬物有害反応、外科手術・放射線治療の有害反応について記載する。 第Ⅲ相試験の場合は試験治療群だけでなく標準治療群についても予期される有害反応を記述する。 ・複数のモダリティからなるレジメンの場合、それぞれのモダリティ別に記述した上で、併用することによって増強される可能性がある有害反応について特に注意して詳述する。頻度は文章で羅列するよりも表で簡潔にまとめることが推奨される。文献や添付文書により頻度が数値として判っている場合には数値を記述し、そうでない場合には「しばしば」「まれに」などで記述する。 ・「重篤な有害反応」が予期される場合にその頻度が予期されたレベルよりも増

Page	旧文書	新文書
	えている時、研究代表者から委員会への報告が必要となるため、可能な限り その頻度を数値で示しておくこと。	えている時、研究代表者から <mark>効果・安全性評価</mark> 委員会への報告が必要となる ため、可能な限りその頻度を数値で示しておくこと。
新:52 I日:44	7.1.6. 標準治療群(A 群)において予期される有害反応(phase III の場合) • 7.2.1.~7.2.4.で記述したモダリティ毎の有害反応データを総括して、当該治療 群で予期される有害反応の程度と頻度を記述する。同じレジメンの過去の phase-II のデータがもっとも適当である。	7.1.6. 標準治療群(A 群)において予期される有害反応(<mark>第Ⅲ相試験</mark> の場合) • 7.2.1.~7.2.4.で記述したモダリティ毎の有害反応データを総括して、当該治療 群で予期される有害反応の程度と頻度を記述する。同じレジメンの過去の <mark>第Ⅲ</mark> 相試験のデータがもっとも適当である。
新:53 I日:45	7.2. 有害事象/有害反応の評価 治療関連死の場合、original NCI-CTCAE では原因となった有害事象を「Grade 5」とすることとされているが、本試験の記録用紙への記録においては「Grade 5」とせず、「Grade 4」とする。治療関連死に際してみられた有害事象と死亡との因果関係の考察については、治療終了報告用紙や追跡調査用紙の「死亡時の状況」欄に記述し、急送報告を行う。(急送報告を含む事後の検討において Grade 5 とするかどうかが決定される)「8.2.治療期間中の検査と評価」、「8.3.治療終了後の検査と評価項目」で規定された有害事象項目については、該当する記録用紙(治療経過記録用紙)に Grade とその Grade の初発現日を記載する。それ以外の有害事象については Grade 3 以上が観察された場合のみ治療経過記録用紙の自由記入欄に有害事象項目と Grade およびその Grade の初発現日を記載する。 記録用紙に記入した Grade はカルテにも必ず記録を残すこと。施設訪問監査の際に確認される。	7.2. 有害事象/有害反応の評価 治療関連死の場合、original NCI-CTCAE では原因となった有害事象を「Grade 5」とすることとされているが、本試験の記録用紙への記録においては「Grade 5」とせず、「Grade 4」とする。治療関連死に際してみられた有害事象と死亡との因果関係の考察については、治療終了報告用紙や追跡調査用紙の「死亡時の状況」欄に記述し、緊急報告を行う。(緊急報告を含む事後の検討において Grade 5 とするかどうかが決定される)「8.2.治療期間中の検査と評価」、「8.3.治療終了後の検査と評価項目」で規定された有害事象項目については、該当する記録用紙(治療経過記録用紙)に Grade とその Grade の初発現日を記載する。それ以外の有害事象については Grade 3 以上が観察された場合のみ治療経過記録用紙の自由記入欄に有害事象項目と Grade およびその Grade の初発現日を記載する。 記録用紙に記入した Grade はカルテにも必ず記録を残すこと。施設訪問監査の際に確認される。
新:54 I日:46	8. 評価項目・臨床検査・評価スケジュール 8.1.2.登録前 28 日以内に行う検査 1) 胸部造影 CT、上腹部造影 CT、脳造影 MRI または脳造影 CT (いずれも他院で行った検査は不可。造影剤アレルギーを有する場合は単純 CT もしくは単純 MRI を許容する) 2) 上部消化管内視鏡 3) 安静時 12 誘導心電図 4) 呼吸機能検査: FEV1.0%、%VC	8. 評価項目・臨床検査・評価スケジュール 8.1.2. 登録前 28 日以内に行う検査 1) 胸部造影 CT、上腹部造影 CT、脳造影 MRI または脳造影 CT(いずれも他院で行った検査は不可。造影剤アレルギー、腎機能障害、気管支喘息が原因で造影 CT が不可能な場合は単純 CT もしくは単純 MRI を許容する) 2) 上部消化管内視鏡 3) 安静時 12 誘導心電図 4) 呼吸機能検査: FEV1.0%、%VC
新:55 旧:47	8.2.2.コース毎に評価する安全性評価項目 例) 1) 全身状態:体重、PS(ECOG)	8.2.2.コース毎に評価する安全性評価項目 例) 1) 全身状態:体重、PS(ECOG)

Page	旧文書	新文書
	2) 血液生化学:CRP 、FBS(空腹時血糖)	2) 血液生化学: CRP
新:56 I日:47	8.2.5. 有効性評価項目 例)	 8.2.5.有効性評価項目 例)
新:56 I日:48	8.3.1.治療終了後の有効性評価 例) 1)食道切除術群(A・C 群)の治療終了後の有効性評価項目 根治切除例で、経過観察中の有効性評価 ① 上部消化管内視鏡検査(必要に応じて) ② 頸部、胸部、腹部 CT ③ 腫瘍マーカー(CEA、SCC)	8.3.1. 治療終了後の有効性評価例) 1) 食道切除術群(A・C 群)の治療終了後の有効性評価項目根治切除例で、経過観察中の有効性評価 ① 上部消化管内視鏡検査(必要に応じて) ② 頸部、胸部、腹部 <mark>の造影 CT (造影剤アレルギー、腎機能障害、気管支喘息が原因で造影 CT が不可能な場合には単純 CT も許容)</mark> ③ 腫瘍マーカー(CEA、SCC)
	評価間隔: 術後~1 年まで: 3 か月毎 術後 1 年~2 年: 4 か月毎 術後 2 年~5 年: 6 か月毎 術後 5 年以降: 1 年毎 2) 化学放射線療法群(B・D 群)の治療終了後の有効性評価項目 治療終了後 4~5 週目に行う有効性評価項目 ① 上部消化管内視鏡検査 ② 頸部、胸部、腹部 CT ③ 腫瘍マーカー(CEA、SCC)	評価間隔: 術後~1 年まで: 3 か月毎 術後 1 年~2 年: 4 か月毎 術後 2 年~5 年: 6 か月毎 術後 5 年以降: 1 年毎 2) 化学放射線療法群(B·D 群)の治療終了後の有効性評価項目 治療終了後 4~5 週目に行う有効性評価項目 ① 上部消化管内視鏡検査 ② 頸部、胸部、腹部 <mark>の造影 CT(造影剤アレルギー、腎機能障害、気</mark> 管支喘息が原因で造影 CT が不可能な場合には単純 CT も許容) 3 腫瘍マーカー(CEA、SCC)
	CR 例で、経過観察中の有効性評価	CR 例で、経過観察中の有効性評価

Page	旧文書	新文書
	① 上部消化管内視鏡検査 ② 頸部、胸部、腹部 CT	① 上部消化管内視鏡検査 ② 頸部、胸部、腹部 <u>の造影</u> CT (造影剤アレルギー、腎機能障害、気管支喘息が原因で造影 CT が不可能な場合には単純 CT も許容)
	③ 腫瘍マーカー(CEA、SCC) 評価間隔: CR 後~1 年まで: 3 か月毎 CR 後 1 年~2 年: 4 か月毎 CR 後 2 年~5 年: 6 か月毎 CR 後 5 年以降: 1 年毎	③ 腫瘍マーカー(CEA、SCC) 評価間隔: CR 後~1 年まで: 3 か月毎 CR 後 1 年~2 年: 4 か月毎 CR 後 2 年~5 年: 6 か月毎 CR 後 5 年以降: 1 年毎
新:59 旧:51	9.1. 記録用紙(Case Report Form : CRF)	9.1. 記録用紙(Case Report Form: CRF) <u>(Electronic Case Report Form:</u> eCRF)
新:59 旧:51	9.1.1. CRF の種類と提出期限 • ここでは、CRF の種類とその CRF の提出期限を記載する。 例) 本試験で用いる記録用紙(Case Report Form : CRF)と提出期限は以下のとおり。 1) 治療前報告(青) - 登録後2週間以内 1)-1 背景因子 1)-2 腫瘍評価	9.1.1. CRF の種類と提出期限 • ここでは、CRF の種類とその CRF の提出期限および eCRF の入力期限を記載する。 例) 本試験で用いる記録用紙(Case Report Form: CRF)と提出期限は以下のとおり。 1) 治療開始前(青) 一 登録後 2 週間以内 1)-1 背景因子 1)-2 検査 1)-3 腫瘍評価
	2) 経過記録 — プロトコール治療中止/終了後 2-週間以内 2)-1 治療(黄) 2)-2 検査(黄) 2)-3 有害事象(黄) 3) 治療終了報告(赤) — プロトコール治療中止/終了後 2 週間以内 4) 腫瘍縮小効果報告(緑) — 効果判定後 2 週間以内 5) 追跡調査(白) — — 追跡調査用紙に記載された期限内	2) <u>治療</u> 経過(1~X コース)(黄) - プロトコール治療中止/終了後 6 週間以内 2)-1 治療(黄) 2)-2 検査(黄) 2)-3 有害事象(黄) 3) <u>効果判定(緑) - 効果判定後 2 週間以内</u> 4) 治療終了報告(赤) - プロトコール治療中止/終了後 2 週間以内 5) 追跡調査(白・EDC) - 追跡調査用紙に記載された期限内 またはデータセンターより通知される期限 内
		• CRF は、紙 CRF または eCRF を用いる。

 「1)治療前報告~4)腫瘍縮小効果報告」は、登録後、データセンターより患者基本情報(登録番号、施設名など)がプレブリントされた CRF が郵送される→登録後 1 週間経過しても届かない場合、あるいは CRF を粉失・破損した場合は、データセンターに電話などで連絡し、再発行を依頼すること)。 ®CRF の場合は、登録後にで表示される。 「5)追跡調査」は、データセンターで行われるモニタリングあるいは中間・最終解析の時期に合わせで行われる追跡調査の際、データセンターより郵送される。 「7・9 世上ターより郵送される」ののの場合。 追跡調査のタイミングはデータセンターより郵送される」のの際、データセンターより郵送される。 「不適格例」は1.3 参照)の取扱いについては、CRF の提出期限に近い達出する。不適格 報告、治療経済の事業判定などの CRF の提出期限に近い達出する。 「不適格例」は1.3 参照)の取扱いについては、CRF の提出期限に近い達出する。 「2 を図すると」を変すした行う。 「同い合わせのタイミングは、データセンターよを通じて通知される。 人力方法の詳細は別途入力マニュアルを参照・入力時、回答に達った場合などは施設用価目、研究事務局でview あるいはブループ内で会がある。データ修正については問い合わせのメイミングは、データセンターよを通じて通知されるので確認すること。 患者個人情報漏洩の危険を避けるため、デには、患者登録者号を用い、施設のカルテ書・「5)追跡調査」の免りくことがはデータセンターを通じて通知される。 	Page 旧文書	新文書
 「5)追跡調査」は、データセンターで行われるモニタリングあるいは中間・最終解析の時期に合わせて行われる追跡調査の際、データセンターより郵送される。 郵送される。 「不適格例」(14.13.参照)の取扱いについては、CRF の提出期限に従い提出する。不適格報告、治療終了報告、追跡調査用紙は提出降は、治療経過や効果判定などの CRF の提名にでける。 データの入力および問い合わせに対する。 Systemを介して行う。 問い合わせのタイミングは、データセンターよを通じて通知される。 入力方法の詳細は別途入カマニュアルを参照・入力時、回答に送った場合などは施設用備目、研究事務局でいる場合などは施設用備目、研究事務局でいる。ボータ修正については問い合わせ一からメールにて通知されるので確認することを通り、通常の表したが、データセンタールには、患者登集者を用い、施設のカルテ番・「5)追跡調査」のタイミングはデータセンタートを通じて通知される。 Electronic Data Capture (EDC)システムの詳します。 	患者基本情報(登録番号、施設名など)がプレプリントされた CRF が郵送される。登録後 1 週間経過しても届かない場合、あるいは CRF を紛失・破損した場合は、データセンターに <mark>電話などで</mark> 連絡し、再発行を依頼す	 「5)追跡調査」は、紙CRFを用いる場合はデータセンターで行われるモニタリングあるいは中間・最終解析の時期に合わせて行われる追跡調査の際、データセンターより郵送される。JCOG Web Entry Systemを用いる場合、追跡調査のタイミングはデータセンターよりグループメーリングリ
	最終解析の時期に合わせて行われる追跡調査の際、データセンターより	・ 「不適格例」(14.1.3.参照)の取扱いについては、不適格が確定するまでは、CRF の提出期限に従い提出する。不適格例においても、治療開始前報告、治療終了報告、追跡調査用紙は提出する。不適格が確定した以降は、治療経過や効果判定などの CRF の提出は不要とする。 〈eCRF の注意事項〉 ・ データの入力および問い合わせに対する回答は JCOG Web Entry Systemを介して行う。 ・ 問い合わせのタイミングは、データセンターよりグループメーリングリストを通じて通知される。 ・ 入力方法の詳細は別途入力マニュアルを参照のこと。 ・ 入力時、回答に迷った場合などは施設用備考欄に詳細を入力する。後日、研究事務局 review あるいはグループ内で検討しデータ修正を行う場合がある。データ修正については問い合わせのタイミングでデータセンターからメールにて通知されるので確認すること。 ・ 患者個人情報漏洩の危険を避けるため、データセンターへの連絡の際には、患者登録番号を用い、施設のカルテ番号は用いないこと。 ・ 「5)追跡調査」のタイミングはデータセンターよりグループメーリングリス
スカ方法 Web 経由データ入力	新:59	システム名 E-DMS Online システム開発会社 イートライアル株式会社 入力方法 Web 経由データ入力

Page	旧文書	新文書
		対応ブラウザ 推奨:Windows Internet Explorer: バージョン 6.0 以上 入力者識別方法 個人 ID およびパスワード 通信の暗号化形式 SSL(RSA 鍵長 2048bit)
新:60 旧:51	9.1.2.CRF の保管 ・ 紙の CRF を使用する場合は、記載済の CRF はすべてコピーまたは電子 媒体にて施設で保管する。この、CRF のコピーは、別の CRF を記載する 際に参照する、あるいはデータセンターからの問い合わせに対応する際 に参照する目的のため、最終解析レポート発行まで保管する。 ・ EDC(Electronic Data Capturing)を使用する場合は、施設でも CRF の内 容を EDC 画面上で確認できるため、CRF を紙に出力して施設で保管する 必要はない。	9.1.2. CRF の保管 ・ 紙の CRF を使用する場合は、記載済の CRF はすべてコピーまたは電子 媒体にて施設で保管する。この、CRF のコピーは、別の CRF を記載する 際に参照する、あるいはデータセンターからの問い合わせに対応する際 に参照する目的のため、最終解析レポート発行まで保管する。 ・ eCRF に入力されたデータは、データセンターにて半永久的に保管する。 ・ EDC(Electronic Data Capturing)を使用する場合は、施設でも eCRF の内 容を EDC 画面上で確認できるため、eCRF を紙に出力して施設で保管す る必要はない。
新:60 I日:51	 9.1.3.CRF の送付方法 FAX 送信は許容されない。 すべての CRF は郵送あるいは手渡しにてデータセンターに提出する。 FAX 送信は行わない。 患者個人情報漏洩の危険を避けるため、CRF 送付依頼などのデータセンターへの連絡の際には、患者登録番号を用い、施設のカルテ番号は 用いないこと。 	 9.1.3. CRF の送付方法(紙 CRF を用いる場合のみ) FAX 送信は許容されない。 スキャナーで電子化されたファイルのメール送信は許容しない。 すべての紙 CRF は郵送あるいは手渡しにてデータセンターに提出する。 FAX 送信は行わない。 患者個人情報漏洩の危険を避けるため、CRF 送付依頼などのデータセンターへの連絡の際には、患者登録番号を用い、施設のカルテ番号は用いないこと。
新:62 I日:53	10.有害事象の報告 「JCOG-臨床安全性情報取り扱いガイドライン」に基づく本章の規定に従い、「重篤な有害事象」または「予期されない有害事象」が生じた場合、施設研究責任者は研究事務局/研究代表者へ報告する。 報告書式は JCOG ホームページ(http://www.jcog.jp/)にて最新版を入手できるため、報告に際しては最新版を用いること。 なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に基づく副作用などの厚生労働大臣への報告(宛先:医薬品医療	10.有害事象の報告 「JCTN 有害事象報告ガイドライン」および「JCOG 臨床安全性情報取扱いガイドライン」に基づく本章の規定に従い、「重篤な有害事象」または「予期されない有害事象」が生じた場合、施設研究責任者は研究事務局/研究代表者へ報告する。 報告書式は JCOG ホームページ(http://www.jcog.jp/)にて最新版を入手できるため、報告に際しては最新版を用いること。 なお、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

機器総合機構安全第一部安全性情報課 FAX:0120-395-390、E-mail:

法律」に基づく副作用などの厚生労働大臣への報告(宛先:医薬品医療機器

Page	旧文書	新文書
	anzensei-hokoku@pmda.go.jp 、 書式は http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html)、臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html)に基づく重篤な有害事象などの各施設の医療機関の長への報告、予期されない重篤な有害事象の医療機関の長から厚生労働大臣等への報告、医療機関から企業への副作用に関する連絡については、それぞれの医療機関の規定に従って各施設研究責任者の責任において適切に行うこと。	総合機構安全第一部安全性情報課 FAX:0120-395-390、E-mail: anzensei-hokoku@pmda.go.jp) い 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第3号) ごに基づく重篤な有害事象などの各施設の医療機関の長への報告、予期されない重篤な有害事象の医療機関の長から厚生労働大臣等への報告、医療機関から企業への副作用に関する連絡については、それぞれの医療機関の規定に従って各施設研究責任者の責任において適切に行うこと。 1) http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html 2) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html
新:62 I日:53	10.1.報告義務のある有害事象 骨髄異形成症候群(MDS: Myelodysplastic syndrome)、二次がん等は有害事 象報告の対象とせず、追跡調査で情報収集することとする。モニタリングレポ ートで発生頻度を報告する。	10.1. 報告義務のある有害事象
新:62 I日:53	10.1.1.急送報告義務のある有害事象 以下のいずれかに該当する有害事象は急送報告の対象とする。 ①プロトコール治療中または最終プロトコール治療日から 30 日以内のすべての死亡 プロトコール治療との因果関係の有無は問わない。また、プロトコール治療中止例の場合、後治療が既に開始されていても、最終プロトコール治療日から 30 日以内であれば急送報告の対象とする。 (「30 日」とは、最終プロトコール治療日を day 0 とし、その翌日から数えて 30 日 (day 30 まで)を指す) ※登録後、プロトコール治療未施行で死亡した場合は、急送報告の対象とはしない。ただし、登録時の適格性の検討など必要な評価はモニタリングにて適切に行うこと。 ②予期されない Grade 4 の有害事象 Grade 4 の有害事象のうち、「7.予期される有害反応」に記載されていない有害事象。 プロトコール治療との因果関係あり(definite、probable、possible のいずれか)と判断されるものを急送報ー告の対象とする。	10.1.1. 聚急報告義務のある有害事象 以下のいずれかに該当する有害事象は緊急報告の対象とする。 1)死亡 ※ 登録後、プロトコール治療未施行で死亡した場合も、登録時の適格性の検討が必要な場合があるため緊急報告の対象とする。 2) Grade 4 の有害事象 3) 予期されない Grade 3/2/1 の有害事象かつ有害事象の治療のために 24時間以上の入院または入院期間の延長*が必要となるもの ※ 「予期されない」とは、「7.予期される有害事象」に記載されていないものを指す ※ 「入院または入院期間の延長」については、有害事象の治療のために 24時間以上の入院/入院期間の延長が医学的に必要となるもののみを指し、次のような場合は報告対象外とする。 ・ 有害事象が消失または軽快しているものの経過観察のために行われた入院/入院期間の延長 ・ 遠隔地から受診する場合等、患者の負担を軽減する目的の入院/入院期間の延長

Page	旧文書	新文書
		・ その他、医学的には必要のない入院/入院期間の延長 4)その他の医学的に重要な状態と判断される有害事象 ※ 1)~3)のいずれにも該当しないが、研究グループや全 JCOG で 共有すべきと思われる重要な情報と判断されるもの。永続的また は顕著な障害(MDS、二次がん等を除く)、先天異常など後世代
		<u>への影響についてなど。</u> <u>ただし、1)~4)とも以下の a)~c)のいずれかに該当する場合は緊急報告の対象外とする。</u> a) 最終プロトコール治療日から 3 <u>1</u> 日以降に発生した有害事象(死亡を
		<u>含む)のうち、</u> 治療との因果関係 <u>が否定できる(unlikely, not related のいずれか)もの</u> ・ プロトコール治療中止例の場合、後治療が既に開始されていても、
		最終プロトコール治療日から30日以内であれば <u>緊急</u> 報告の対象とする。(「30日」とは、最終プロトコール治療日をday 0とし、その翌日から数えて30日(day30まで)を指す)
		b) 骨髄異形成症候群(MDS: Myelodysplastic syndrome)、二次がんの発生 c) 以下に定める緊急報告対象外の有害事象 本試験では当該疾患や治療の特性として対処方法が既に確立されていて生命を脅かす状況になりにくいと考えられる事象については緊急報告の対象外とする。具体的には以下の有害事象のうち死に至らないものを緊急報告の対象外とし、これらの有害事象はモニタリングレポートで評価する。
		・ 当該疾患や治療の特性として対処方法が既に確立されていて生命を脅かす 状況になりにくいと考えられているものについては、緊急報告による 1 例毎の 検討の価値が低いため、本項に明記した上で、緊急報告の対象外とすること を許容する。報告対象外とする有害事象はプロトコール作成段階で試験毎に 適切に規定すること。
新:63 旧:53	10.1.2. 通常報告義務のある有害事象	SOC*(CTCAE ver4.0) AE term 血液およびリンパ球障害 貧血、骨髄細胞減少

Page	旧文書		新文書
	①~④のうちプロトコール治療との因果関係あり(definite, probable, possible のいずれか)と判断されるものを通常報告の対象とする。	<u>胃腸障害</u> 全身障害および局所症	<u>便秘</u> 発熱
	①最終プロトコール治療目から31 目以降の死亡 治療関連死の疑いのある死亡が該当する。明らかな原病死は該当しない。	<u>状</u> 感染症および寄生虫症	ウィルス性肝炎
	②予期される Grade 4 の非血液毒性※	臨床検査	アルカリホスファターゼ増加、CD4 リンパ球減少、コレス テロール増加、GGT 増加、リパーゼ増加、リンパ球数減
	Grade 4 の非血液毒性のうち、「7.予期される有害反応」に記載されている有害事象。		少、好中球数減少、血小板数減少、血清アミラーゼ増加、白血球減少
	予期されていても重篤な有害事象は通常報告の対象となることに注意する。 る。	代謝および栄養障害	肥満、食欲不振、高尿酸血症、低アルブミン血症
	予期される Grade 4 の非血液毒性のうち、当該疾患や治療の特性として 比較的頻度が高く、対処方法が既に確立されていて生命を脅かす状況に	<u>筋骨格系および結合組</u> <u>織障害</u>	深部結合組織線維化、表在軟部組織線維化
	なりにくいと考えられているものについては、通常報告による 1 例毎の検討の価値が低いため、本項に明記した上で、通常報告の対象外とすることを許容する。	<u>腎および尿路障害</u> 呼吸器、胸郭および縦隔 障害	慢性腎臓病副鼻腔障害、睡眠時無呼吸
	例) ただし、本試験では、原病に合併する SIADH による Grade 4 の低ナトリウ ム血症については、通常報告の対象外とする。	皮膚および皮下組織障 害	<u>乏汗症</u>
	※「非血液毒性」とは、CTCAE v4.0-JCOG における下記以外の有害事象を 指す。	※ SOC: System Organ Class Output Description: No. 101 No	<u>ss(器官別大分類)</u>
	「貧血」「骨髄細胞減少」「リンパ球数減少」「好中球数減少」「白血球数減 少」「血小板数減少」「CD4 リンパ球減少」		
	③ <mark>予期されない Grade 3 の有害事象</mark> 「7.予期される有害反応」に記載されていない Grade 3 相当の有害事象。		
	<u>④その他重大な医学的事象</u> 10.1.1.の①②、10.1.2.の①~③のいずれにも該当しないが、研究グループ		
	や全 JCOG で共有すべきと思われる重要な情報と判断されるもの。永続的または顕著な障害(MDS、二次がん等を除く)、先天異常など後世代への影響についてなど。		
新:63 I日:54	10.2.1.急送報告 急送 報告の対象となる有害事象が発生した場合は、担当医は速やかに施 設研究責任者に伝える。施設研究責任者に連絡が取れない場合は、施設コ ーディネーターまたは担当医が施設研究責任者の責務を代行しなければなら	 設研究責任者に	象となる有害事象が発生した場合は、担当医は速やかに施 伝える。施設研究責任者に連絡が取れない場合は、施設コ たは担当医が施設研究責任者の責務を代行しなければなら

Page	旧文書	新文書
	ない。	ない。 <u>施設研究責任者は以下の手順に従い、報告を行う。送付に際しては患者氏名やカルテ番号等の個人識別情報が含まれないよう留意する。</u>
	1 次報告: 施設研究責任者は有害事象発生を知ってから 72 時間以内に「JCOG 有害事象報告書」に所定事項を可能な範囲で記入し、研究事務局へ <u>電子メール、FAX、電話のいずれかにて連絡する</u> 。	1) 死亡または Grade 4 の有害事象 - 次報告: 有害事象の発生を知った担当医は速やかに 施設研究責任者に報告する。 報告を受けた施設研究責任者は、有害事象の発生を知ってから72時間以 内に「JCOG 有害事象報告書」に所定事項を可能な範囲で記入し、研究事務局へ電子メール、FAX、電話のいずれかにて連絡する。 - 次報告: 施設研究責任者は有害事象の発生を知ってから7日以内に有害事象の詳細な情報を「JCOG 有害事象報告書」に追記し、研究事務局へ電子メール、FAX、郵送、手渡しのいずれかにて送付する。必要な場合は検査デー
	二次報告: さらに施設研究責任者は「JCOG-有害事象報告書」に所定事項をすべて記入し、より詳しい情報を記述した「JCOG 有害事象詳細報告書」を作成し、有害事象発生を知ってから 15 日以内に両者を研究事務局へ電子メール、FAX、郵送、手渡しのいずれかにて送付する。剖検がなされた場合は、原則として、剖検報告書も添付すること。送付に際しては患者氏名やカルテ番号等の個人識別情報が含まれないよう留意する(以下同様)。	タ、画像、剖検結果報告書等のコピーを添付すること。 2)10.1.1.3.)の Grade 3 以下の有害事象、または、その他の医学的に重要な状態と判断される有害事象 有害事象の発生を知った担当医は速やかに施設研究責任者に報告する。報告を受けた施設研究責任者は有害事象の発生を知ってから10日以内に有害事象の詳細な情報を「JCOG 有害事象報告書」に記載し、必要な場合は検査データ、画像、剖検結果報告書等のコピーを添付し報告する。
		3) 追加報告 上記の報告を行った後に新たな情報が得られた場合は、施設研究責任者は 所定の様式に情報を追記し随時報告する。 緊急報告の対象となる有害事象と報告期限のまとめを、以下の表に示す。
新:63 I日:54	10.2.2. 通常報告 施設研究責任者は「JCOG 有害事象報告書」に所定事項を記入し、より詳しい情報を記述した「JCOG 有害事象詳細報告書」を作成し、有害事象発生を知ってから 15 日以内に研究事務局へ電子メール、FAX、郵送、手渡しのいずれかにて送付する。剖検がなされた場合は、原則として、剖検報告書も添付すること。	内部 Grade 1/2/3 関連 Typical (a) (a) (b) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
		な U 報告 不要 報告 不要 報告 不要 報告 不要 </td

Page	旧文書	新文書	
		以内 二次報告:7 日以内 追加:随時 追加報告:随時	
新:64	10.2.3.医療機関の長に対する報告 急送報告または通常報告の対象となる有害事象(「予期されない Grade 3の有害事象」を除く)である場合は、施設研究責任者は、「臨床研究に関連する重篤な有害事象」として当該医療機関の規定に従い当該医療機関の長に対し報告する。なお、報告の際に、当該有害事象については、研究代表者/研究事務局を通じて効果・安全性評価委員会に報告され審査される予定であることを添える。	10.2.2. 医療機関の長に対する報告 <u>緊急</u> 報告の対象となる有害事象が発生した場合、施設研究責任者は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」における「重篤な有害事象」として、当該医療機関の規定に従い当該医療機関の長に対し報告する。なお、報告の際に、当該有害事象については、研究代表者/研究事務局を通じて効果・安全性評価委員会に報告され審査される予定であることを添える。	
新:64 I日:54	10.2.4. その他の報告先に対する報告 本試験に適用される規制により義務づけられている次の報告等は、各医療 機関の規定に従って各施設の責任において適切に行う。	10.2.3. その他の報告先に対する報告 本試験に適用される規制により義務づけられている次の報告等は、各医療 機関の規定に従って各施設の責任において適切に行う。	
	医薬品・医療機器・再生医療等製品安全性情報の報告: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (薬機法)第 68 条の 10 第 2 項に基づき、報告の必要があると判断した情報を厚生労働大臣に報告する。 【以下は該当する場合のみ記載する】	医薬品・医療機器・再生医療等製品安全性情報の報告: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第2項に基づき、報告の必要があると判断した情報を厚生労働 大臣に報告する。	
	高度 医療(第3 <mark>項</mark> 先進医療)における安全性情報の報告: 関 <mark>連</mark> 通知に 従い 地方厚生(支)局および厚生労働 <mark>大臣に報告</mark> する。	【以下は先進医療通知*に示される先進医療 B で実施する試験のみ記載する】 ※ 先進医療通知:「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 16 号、薬食発 0331 第 3 号、保発 0331 第 5 号) 先進医療における安全性情報の報告:	
	因是他所已 <mark>使少</mark> 吃为件工(文)的0360年工为国 为人正门中 的。	研究事務局は、施設から緊急報告された有害事象が、「10.1.報告義務のある有害事象」に該当すると判断した場合、研究代表者およびグループ代表者に相談した上で、調整医療機関を通じて速やかに地方厚生(支)局長および厚生労働省医政局長へ郵送または FAX 送付する。	
新:64 I日:55	10.3.2.効果・安全性評価委員会への報告 研究事務局は、施設から <mark>急送報告または通常報告</mark> された有害事象が、 「10.1.報告義務のある有害事象」に該当すると判断した場合、研究代表者およ びグループ代表者に相談した上で、有害事象の発生を知ってから 15 日以内	10.3.2. 効果・安全性評価委員会への報告 研究事務局は、施設から <mark>緊急報告された有害事象が、「10.1.報告義務のある有害事象」に該当すると判断した場合、研究代表者およびグループ代表者に相談した上で、有害事象の発生を知ってから 15 日以内に効果・安全性評価</mark>	

Page	旧文書		新文書
	に効果・安全性評価委員会事務局宛に文書で報告し、同時に当該有害事象に対する研究代表者の見解と有害事象に対する対応の妥当性についての審査を依頼する。 その際、施設から送付された「JCOG 有害事象報告書」および「JCOG 有害事象詳細報告書」に研究事務局/研究代表者としての検討結果や対策(試験の続行/中止の判断を含む)などを記載した意見書を添える。また、10.1.1 ① の30 目以内の死亡、10.1.2 ① の31 日以降の死亡のうち治療関連死と判断されるもの、および、10.1.2 ②予期される Grade 4 の非血液毒性については、個々の患者の経過のみならず、出現頻度が予期された範囲内か否かについての考察を含める。		委員会事務局宛に文書で報告し、同時に当該有害事象に対する研究代表者の見解と有害事象に対する対応の妥当性についての審査を依頼する。その際、施設から送付された「JCOG 有害事象報告書」に研究事務局/研究代表者としての検討結果や対策(試験の続行/中止の判断を含む)などを記載した意見書を添える。また、10.1.1.1》の死亡、および、200 Grade 4 の有害事象のうち予期されるものについては、個々の患者の経過のみならず、出現頻度が予期された範囲内か否かについての考察を含める。
新:65 I日:55	10.4.参加施設(当該施設を含む)の施設研究責任者の対応 本試験の参加施設の施設研究責任者は、研究事務局/研究代表者の指示 に従って対応する。また、当該有害事象が急送報告または通常報告の対象と なる有害事象(「予期されない Grade 3 の有害事象」を除く)である場合は、施 設研究責任者は、「臨床研究に関連する重篤な有害事象」として当該医療機 関の規定に従い当該医療機関の長に対し報告する。	10.4.	参加施設(当該施設を含む)の施設研究責任者の対応 本試験の参加施設の施設研究責任者は、研究事務局/研究代表者の指示に従って対応する。また、当該有害事象が <mark>緊</mark> 急報告の対象となる有害事象である場合は、施設研究責任者は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理 指針」における「 重篤な有害事象」として当該医療機関の規定に従い当該医療機関の長に対し報告する。
新:65		10.5.	有害事象発生施設の研究機関の長の対応 本試験の実施中に、プロトコール治療との因果関係あり(definite, probable, possible のいずれか)と判断される予期しない重篤な有害事象が発生した場合、当該有害事象が発生した医療機関の長は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の規定に従って、厚生労働大臣に報告を行い、倫理審査委員会による検討結果を公表する。
新:65 旧:55	10.5. 効果・安全性評価委員会での検討 効果・安全性評価委員会は、「臨床安全性情報取扱いガイドライン」に記述 された手順、およびその他 JCOG 運営委員会で承認された手順に従って報告 内容を審査・検討し、登録継続の可否やプロトコール改訂の要否を含む今後 の対応について研究代表者、研究事務局、グループ代表者、グループ事務 局、JCOG データセンター長、JCOG 運営事務局長、JCOG 代表者に文書で勧 告する。	10.6.	効果・安全性評価委員会での検討 効果・安全性評価委員会は、「JCOG 臨床安全性情報取扱いガイドライン」 に記述された手順、およびその他 JCOG 運営委員会で承認された手順に従っ て報告内容を審査・検討し、登録継続の可否やプロトコール改訂の要否を含 む今後の対応について研究代表者、研究事務局、グループ代表者、グループ 事務局、JCOG データセンター長、JCOG 運営事務局長、JCOG 代表者に文書 で勧告する。
新:66 旧:56	11.効果判定とエンドポイントの定義	11.効	果判定とエンドポイントの定義
	10.1. 効果判定	11.1.	効果判定

Page	旧文書	新文書
	そのため、画像診断に基づく効果判定による総合効果としての「PD (Progressive Disease:進行)」と判断した時点でも、臨床的にはプロトコール治療継続が適切な場合が存在する。この場合には効果判定によらず臨床的判断によってプロトコール治療継続の是非を判断すべきではあるが、無増悪生存期間のイベント日としては総合効果 PD と判断した日を採用する。	そのため、画像診断に基づく効果判定による総合効果としての「PI (Progressive Disease:進行)」と判断した時点でも、臨床的にはプロトコール治療継続が適切な場合が存在する。この場合には効果判定 <mark>結果</mark> によらず臨尿的判断によってプロトコール治療継続の是非を判断すべきではあるが、無塩悪生存期間のイベント日としては総合効果 PD と判断した日を採用する。
新:68 旧:58	11.1.3. 標的病変の選択とベースライン記録 登録時に認められた測定可能病変のうち、径(非リンパ節病変は長径、リンパ節病変は短径)の大きい順に5つまで、1臓器あたり最大2個までを選択して標的病変(target lesion)とする。選択の際には、測定可能病変を有する臓器ができるだけ満遍なく含まれることと、繰り返し計測の際の再現性すなわち測りやすさ(reproducible repeated measurement)を考慮して選択する(径が大きくても測りにくい病変は避ける)。 選択した標的病変について、頭側から尾側の順に、部位(コード)、検査法、検査日、非リンパ節標的病変の長径、リンパ節標的病変の短径、およびすべての標的病変の径の和(以下、径和)を「治療前記録-腫瘍評価」に記録する。	11.1.3. 標的病変の選択とベースライン記録 登録時に認められた測定可能病変のうち、径(非リンパ節病変は長径、リンパ節病変は短径)の大きい順に5つまで、1 臓器あたり最大2個までを選択して標的病変(target lesion)とする。選択の際には、測定可能病変を有する臓器ができるだけ満遍なく含まれることと、繰り返し計測の際の再現性すなわち測りやすさ(reproducible repeated measurement)を考慮して選択する(径が大きくても測りにくい病変は避ける)。 選択した標的病変について、頭側から尾側の順に、部位(コード)、検査法、検査日、非リンパ節標的病変の長径、リンパ節標的病変の短径、およびすべての標的病変の径の和(以下、径和)を「治療前記録ー腫瘍評価」に記録する。 「臓器」の数え方 1) 左右のある臓器(肺・腎など)は左右合わせて1臓器とする2) 部位によらず全てのリンパ節は1臓器とする
新:71	11.1.8. 新病変出現の有無	トロールでの「臓器」の数え方にあわせる必要がある試験や、JCOG 標準の 「臓器」の数え方が適さない試験(リンパ腫の試験など)では、試験毎に「臓器 の数え方を設定することを許容する。 11.1.8. 新病変出現の有無
旧:60	ある病変が消失し、後に再び出現した場合には、測定を継続する。ただし、 病変が再出現した時点での効果は、他の病変の状態により異なる。総合効果 が CR 後に病変が再出現した場合は、再出現の時点で PD と判定される。一 方、総合効果がPRまたはSDの場合には、一度消失した病変が再出現した場 合、その病変の径が効果を算出するために残りの病変の径和に加えられるこ とになる。すなわち、多くの病変が残存する状態では、1 つの病変が見かけ上 「消失」した後に再出現したとしても、それのみで PD とは判定せず、全病変の	ある病変が消失し、後に再び出現した場合には「新病変」とはせず、測定を継続する。ただし、病変が再出現した時点での効果は、他の病変の状態により異なる。総合効果が CR 後に病変が再出現した場合は、再出現の時点で PE と判定される。一方、総合効果が PR または SD の場合には、一度消失した病変が再出現した場合、その病変の径が効果を算出するために残りの病変の径和に加えられることになる。すなわち、多くの病変が残存する状態では、つの病変が見かけ上「消失」した後に再出現したとしても、それのみで PD とは

径和が PD の規準を満たした場合に PD と判定する。これは、大半の病変は真

に「消失」するわけではなく、使用した画像モダリティの分解能の限界によって

判定せず、全病変の径和が PD の規準を満たした場合に PD と判定する。これ

は、大半の病変は真に「消失」するわけではなく、使用した画像モダリティの分

Page	旧文書	新文書
	描出されないだけであるという認識があるためである。	解能の限界によって描出されないだけであるという認識があるためである。
新:72 I日:62	11.1.9.最良総合効果(Best Overall Response) (confirmation を要する場合) ・ 効果が primary endpoint である非ランダム化試験において、「最良総合効果」を PRまたは CR とするためには、それらの確定 (confirmation) が必要である。 SD(Stable Disease): 安定 最良総合効果の CR も PR も得られなかったが、治療開始 8 週後**の判定以降まで総合効果が PD ではなく、かつ総合効果が 1 回以上 SD 以上である場合。 ※コース間隔に応じて、6~8 週となるように試験毎に週単位で規定する。1 コースが 3 週や 6 週であれば 6 週、1 コースが 4 週や 8 週であれば 8 週とする。上記青字部分は 1 コース 4 週の場合の記載例。	11.1.9. 最良総合効果(Best Overall Response) (confirmation を要する場合) ・ <u>奏効割合や完全奏効割合</u> が primary endpoint である非ランダム化試験において、「最良総合効果」を PR または CR とするためには、それらの確定 (confirmation)が必要である。 SD(Stable Disease): 安定 最良総合効果の CR も PR も得られなかったが、治療開始 8 週後*の判定以降まで総合効果が PD ではなく、かつ総合効果が 1 回以上 SD 以上である場合。 ※コース間隔に応じて、6~8 週となるように試験毎に週単位で規定する。1 コースが 3 週や 6 週であれば 6 週、1 コースが 4 週や 8 週であれば 8 週とする。上記青字部分は 1 コース 4 週の場合の記載例。治療開始後の最初の効果判定が 6 週後や 8 週後の場合は初回の効果判定で SD であれば最良総合効果は SD としてよいので青字部分は不要である。
新:73 I日:62	11.1.11. 最良総合効果(Best Overall Response)(confirmation を要さない場合) CR>PR>SD>PD>NE の順に「良好」であるとし、全コースを通じてもっとも良好な総合効果をもって最良総合効果とする。 ただし、最良総合効果を SD とするには、治療開始 8 週後*の判定まで総合効果が SD 以上である必要がある。治療開始時から 4 週後の判定(最初の判定)で SD、8 週後の判定で PD の場合、最良総合効果は PD となる。また、最初の判定で SD だった後に追跡不能となった場合には、最良総合効果は NEとなる。 最初の効果判定以前の明らかな病状の増悪や死亡により画像による判定ができなかった場合は PD とする。また、最初の効果判定以前の毒性中止や患者拒否による中止により画像による判定ができなかった場合は NE とする。※コース間隔に応じて、6~8 週となるように試験毎に週単位で規定する。1コースが 3 週や 6 週であれば 6 週、1 コースが 4 週や 8 週であれば 8 週とする。上記青字部分は 1 コース 4 週の場合の記載例。	11.1.11. 最良総合効果(Best Overall Response)(confirmation を要さない場合) CR>PR>SD>PD>NE の順に「良好」であるとし、全コースを通じてもっとも良好な総合効果をもって最良総合効果とする。 ただし、最良総合効果を SD とするには、治療開始 8 週後*の判定まで総合効果が SD 以上である必要がある。治療開始時から 4 週後の判定(最初の判定)で SD、8 週後の判定で PD の場合、最良総合効果は PD となる。また、最初の判定で SD だった後に追跡不能となった場合には、最良総合効果は NE となる。 最初の効果判定以前の明らかな病状の増悪や死亡により画像による判定ができなかった場合は PD とする。また、最初の効果判定以前の毒性中止や患者拒否による中止により画像による判定ができなかった場合は NE とする。※コース間隔に応じて、6~8 週となるように試験毎に週単位で規定する。1コースが3週や6週であれば6週、1コースが4週や8週であれば8週とする。上記青字部分は1コース4週の場合の記載例。治療開始後の最初の効果判定が6週後や8週後の場合は初回の効果判定で SD であれば最良総合効果はSD としてよいので青字部分は不要である。
新:74	適格性と解析対象集団についての解説	適格性と解析対象集団についての解説

Page	旧文書	新文書
旧:64	JCOG では 1999 年以降これまで、適格性を 1.適格 2.適格(プロトコール治療対象外)(旧「事後不適格」): 登録後や規定外 検査の情報で不適格性が判明したもの 3.不適格: 規定に従って得られた登録前の情報で不適格性が明らかな もの	JCOG では 1999 年以降これまで、適格性を 1.適格 2.適格(プロトコール治療対象外)(旧「事後不適格」): 登録後や規定外 検査の情報で不適格性が判明したもの 3.不適格: 規定に従って得られた登録前の情報で不適格性が明らかな もの
	と分類し、「1.適格」+「2.適格(プロトコール治療対象外)」を「全適格例」として、第皿相試験の主たる解析対象のデフォルトとしてきた。これは米国 SWOG と同じ方針である。 登録後に発生した情報が患者選択規準を満たさない場合に不適格として主たる解析の解析対象から除外することは、比較可能性(内的妥当性)と一般化可能性(外的妥当性)の両面で問題がある。 ランダム化試験の場合、ランダム化により治療群間の比較可能性が担保されているのはランダム化された全登録例であり、ランダム化以降の除外はすべて多かれ少なかれ比較可能性を損なう可能性がある。 一般化可能性の観点では、当該試験の結果(治療 B が治療 A よりも有効)は、登録前検査に規定された検査(例:CT)により診断された患者集団(例: stage II, III) から得られるものであって、規定されていない検査(例:骨シンチ)を行って診断された患者集団(例:骨シンチによる stage IV を除外)によるものではない。これら両者の患者集団で同じ結論が得られるかどうかは不明であって、規定されていない検査を行って診断された患者集団に試験結果を適用することの妥当性は担保されない。こうした考察に基づき、結果を一般化したい対象と、解析対象集団が乖離することを最小化する目的で、登録後に発生した情報や、プロトコールで規定した以外の検査による情報が適格性を満たさない場合であっても不適格として主たる解析から除外することをせず、規定に従って得られた登録前の情報で不適格性が明らかになった場合のみ「不適格」として主たる解析の対象集団から除外してきた。	と分類し、「1.適格」+「2.適格(プロトコール治療対象外)」を「全適格例」として、第 III 相試験の主たる解析対象のデフォルトとしてきた。これは米国 SWOG と同じ方針である。 登録後に発生した情報が患者選択規準を満たさない場合に不適格として主たる解析の解析対象から除外することは、比較可能性(内的妥当性)と一般化可能性(外的妥当性)の両面で問題がある。 上較可能性の観点では、ランダム化試験の場合、ランダム化により治療群間の比較可能性が担保されているのはランダム化された全登録例であり、ランダム化以降の除外はすべて多かれ少なかれ比較可能性を損なう可能性がある。 一般化可能性の観点では、当該試験の結果(治療 B が治療 A よりも有効)は、登録前検査に規定された検査(例:CT)により診断された患者集団(例: stage II, III)から得られるものであって、規定されていない検査(例: 骨シンチ)を行って診断された患者集団(例: 骨シンチによる stage IV を除外)によるものではない。これら両者の患者集団で同じ結論が得られるかどうかは不明であって、規定されていない検査を行って診断された患者集団に試験結果を適用することの妥当性は担保されない。 こうした考察に基づき、結果を一般化したい対象と、解析対象集団が乖離することを最小化する目的で、登録後に発生した情報や、プロトコールで規定した以外の検査による情報が適格性を満たさない場合であっても不適格として主たる解析のら除外することをせず、規定に従って得られた登録前の情報で不適格性が明らかになった場合のみ「不適格」として主たる解析の対象集団から除外してきた。
新:75 旧:65	11.3. エンドポイントの定義	11.3. エンドポイントの定義
新:76 旧:65	 Time to progression(TTP)はCooperative groupによってさまざまな定義で用いられているが、SWOGでは、TTPを「増悪または原病死」、PFSを「増悪または 	 Time to progression (TTP) は Cooperative group によってさまざまな定義で用いられているが、SWOG では、TTP を「増悪または原病死」(他病死は死亡日で

Page	旧文書	新文書
	理由を問わない死亡」と区別し、かつ競合リスク(competing risk)の問題を避けるため TTP は使わないポリシーである。JCOG も混乱・誤解を避けるため、SWOG のポリシーに準じて TTP は用いないこととする。	打ち切り、PFS を「増悪または理由を問わない死亡」と区別し、かつ競合リスク(competing risk)の問題を避けるため TTP は使わないポリシーである。 JCOGも混乱・誤解を避けるため、SWOGのポリシーに準じて TTP は用いないこととする。
	• Time to event型のエンドポイントを用いる場合、case report form上でのデータの記録方法、CRFのデータセンターへの送付方法、データベースへの入力方法等、データマネージメント方針・データマネージメントに関わるロジスティクスを確認した上でプロトコールの記載内容を定める必要がある。TTFを例に挙げると、上記の定義に基づき解析を実施するためには解析時のデータベース上に各患者が治療中か否かの情報が入力されていることが必要となるが、長期	• Time to event 型のエンドポイントを用いる場合、CRF 上でのデータの記録方法、CRF のデータセンターへの送付方法、データベースへの入力方法等、データマネージメント方針・データマネージメントに関わるロジスティクスを確認した上でプロトコールの記載内容を定める必要がある。TTF を例に挙げると、上記の定義に基づき解析を実施するためには解析時のデータベース上に各患者が治療中か否かの情報が入力されていることが必要となるが、長期に渡る
	に渡る追跡を行う臨床試験においてこれが可能となるようなデータ管理体制を設けることは一般に容易ではなく、プロトコール規定どおりの解析が実行できない状態が生じる危険性がある。	追跡を行う臨床試験においてこれが可能となるようなデータ管理体制を設けることは一般に容易ではなく、プロトコール規定どおりの解析が実行できない 状態が生じる危険がある。
新:78	11.3.3. 無再発生存期間(RFS: Relapse-free survival) 無再発生存期間がエンドポイントになることが多い術後補助療法では、治療後長期観察を要することが多く、MDS(骨髄異型性症候群)などの二次がんや重複がんの発生が予想されるため、特にエンドポイントの定義は明確に決めておく必要がある。 例) 登録日を起算日とし、再発と判断された日またはあらゆる原因による死亡日のうち早い方までの期間。 ・ 二次がん、異時性重複がん、異時性多発がんの発生はイベントとも打ち切りともせず、他のイベントが観察されるまで無再発生存期間とする。	11.3.3. 無再発生存期間(RFS: Relapse-free survival) 無再発生存期間がエンドポイントになることが多い術後補助療法では、治療後長期観察を要することが多く、MDS(骨髄異形成症候群)などの二次がんや重複がんの発生が予想されるため、特にエンドポイントの定義は明確に決めておく必要がある。例) 登録日を起算日とし、再発と判断された日またはあらゆる原因による死亡日のうち早い方までの期間。 ・ 二次がん【異時性重複がん、異時性多発がんを含む】の発生はイベントとも打ち切りともせず、他のイベントが観察されるまで無再発生存期間とする。
新:78 旧:67	11.3.4. 無病生存期間(DFS: Disease—free survival) ・ 予後の良いがん種に対する術後補助療法の試験では、治療後長期観察を要することが多く、MDS(骨髄異型性症候群)などの治療関連二次がんや治療との因果関係が否定的な二次がんが散見されることが予想され、これらも含めたイベントの多寡によって臨床的ベネフィットを評価することが適切と考えられる状況があり得る。JCOGでは再発に加えてこれらをイベントとする生存期間を「悪性腫瘍を有さずに生存した時間」として無病生存期間とする。	11.3.4. 無病生存期間(DFS: Disease—free survival) ・ 予後の良いがん種に対する術後補助療法の試験では、治療後長期観察を要することが多く、MDS(骨髄異形成症候群)などの治療関連二次がんや治療との因果関係が否定的な二次がんが散見されることが予想され、これらも含めたイベントの多寡によって臨床的ベネフィットを評価することが適切と考えられる状況があり得る。JCOGでは再発に加えてこれらをイベントとする生存期間を「悪性腫瘍を有さずに生存した時間」として無病生存期間とする。
新:80 旧:69	11.3.5. 治療成功期間(TTF:Time-to-treatment-failure)	11.3.5.治療成功期間(TTF:Time-to-treatment-failure)

Page	旧文書	
	 二次がん、異時性重複がん、異時性多発がんの発生はイベントとも打ち切りともせず、他のイベントが観察されるまで治療成功期間とする。 	 二次がん(異時性重複がん、異時性多発がんを含む)の発生はイベントとも打ち切りともせず、他のイベントが観察されるまで治療成功期間とする。
新:80	11.3.6. 奏効割合(奏効率) Response proportion (Response rate) ・ 奏効割合を primary endpoint とする第 II 相試験では、「測定可能病変を有する」が適格規準となるため奏効割合の分母は全登録例となる。しかし第 III 相試験では必ずしも「測定可能病変を有する」必要はないため、測定可能病変を有さない患者も登録される。その場合は、奏効割合の分母は「測定可能病変を有する全登録例」となる。 第 II 相試験の例) 全登録例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR、PR のいずれかである患者の割合を奏効割合とする。 第 III 相試験の例) 測定可能病変を有する登録例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR または PR のいずれかである患者の割合を奏効割合とする。	11.3.6.奏効割合(奏効率)Response proportion(Response rate) ・ 奏効割合をprimary endpointとする第II相試験では、「測定可能病変を有する」が適格規準となるため奏効割合の分母は全登録例(または全適格例)となる。しかし第 III 相試験では必ずしも「測定可能病変を有する」必要はないため、測定可能病変を有さない患者も登録される。その場合は、奏効割合の分母は「測定可能病変を有する登録例(または適格例)」となる。 第 II 相試験の例) 全適格例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR、PR のいずれかである患者の割合を奏効割合とする。 第 III 相試験の例) 測定可能病変を有する適格例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR または PR のいずれかである患者の割合を奏効割合とする。
新:80 旧:69	11.3.7.完全奏効割合(完全奏効率) Complete response proportion (Complete response rate) 第 II 相試験の例) 全登録例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR である患者の割合を完全奏効割合(CR割合)とする。 第 III 相試験の例) 測定可能病変を有する登録例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR である患者の割合を完全奏効割合(CR割合)とする。	11.3.7.完全奏効割合(完全奏効率) Complete response proportion (Complete response rate) 第 II 相試験の例) 全適格例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR である患者の割合を完全奏効割合(CR割合)とする。 第 III 相試験の例) 測定可能病変を有する適格例のうち、「11.1.9.最良総合効果」が CR である患者の割合を完全奏効割合(CR割合)とする。
新:84 I日:73	12.統計的事項 12.1.主たる解析と判断規準 ただし、デメリットの面で同等な 2 つの標準治療候補がある時に、敢えてその両者に優劣を付けるための大規模な第亜相試験を行う価値があるという状況はさほど多くないと考えられる。 例)phase-Ⅲ(優越性試験)	12.1. 主たる解析と判断規準 ただし、デメリットの面で同等な 2 つの標準治療候補がある時に、敢えてその両者に優劣を付けるための大規模な第 Ⅲ 相試験を行う価値があるという状況はさほど多くないと考えられる。 例)第Ⅲ相試験(優越性試験) 例)第Ⅱ相試験
	例) phase Ⅱ 本試験では、患者登録終了後に行う primary endpoint の解析を中心とする	例) <u>第Ⅱ相試験</u> 本試験では、患者登録終了後に行うprimary endpoint の解析を中心とする

Page	旧文書
	解析を主たる解析とする。
	本試験の主たる解析の目的は、XXXX 療法が十分な有効性と安全性を有
	するかどうかを評価し、第 Ⅲ 相試験の試験治療として適切であるかどうかを
	判断することである。
	主たる解析では、primary endpoint である奏効割合について、観察された
	奏効割合に基づいて「真の奏効割合が、無効と判断する閾値奏効割合(Po)
	以下である」という帰無仮説(H _o)について二項検定を行う。対立仮説(H _A)は
	「真の奏効割合が、有効と判断する期待奏効割合(P _A)以上である」とする。
	帰無仮説が棄却されれば有効と判断し、棄却されなければ無効と判断する。
	試験全体の有意水準は片側 5.0%とする。
	区間推定には二項分布に基づく正確な信頼区間を用いる。
	主たる解析結果はデータセンターが「主たる解析レポート」としてまとめ、
	研究事務局、研究代表者、グループ代表者、グループ事務局、効果・安全性
	評価委員会、JCOG 代表者に提出する。 研究代表者/研究事務局は主たる解析レポートの内容を総括し、試験全体
	の結論、問題点、結果の解釈と考察、今後の方針などを主として臨床的観点
	からまとめた「総括報告書」を作成し、グループ代表者および JCOG データセ
	ンター長の承認を得て、効果・安全性評価委員会、JCOG 代表者に提出す
	る。
	例) phase Ⅲ (非劣性試験)
	本試験は主たる解析が最終解析となる。
	本試験の主たる解析の目的は、標準治療群である A 群(〇〇療法)に対
	し、試験治療群であるB群(XX療法)が、primary endpointである全生存期間
	において許容範囲を超えて下回ることが否定できること(非劣性)を検証する
	ことである。
	試験治療群が標準治療群に対し非劣性であることが証明でき、他のエンド
	ポイントで <mark>優越性</mark> が示された場合には、試験治療である〇〇療法がより有用
	な治療法であると結論する。非劣性が証明できなかった場合、非劣性であっ

ても他のエンドポイントで優越性が示されなかった場合には、標準治療であ

本試験は非劣性を検証する試験であるため、片側検定を行う。試験全体

の有意水準は ICH-E9 に従い、片側 2.5%(あるいは単に片側 5.0%)とする。主たる仮説 の検証に用いる有意水準およびそれに対応する信頼係数は、中

る××療法が引き続き有用な治療法であると結論する。

新文書

解析を主たる解析とする。

本試験の主たる解析の目的は、XXXX 療法が十分な有効性と安全性を有するかどうかを評価し、第 III 相試験の試験治療として適切であるかどうかを判断することである。

主たる解析では、primary endpoint である奏効割合について、観察された奏効割合に基づいて「真の奏効割合が、無効と判断する閾値奏効割合 (P_0) 以下である」という帰無仮説 (H_0) について二項検定を行う。対立仮説 (H_A) は「真の奏効割合が、有効と判断する期待奏効割合 (P_A) 以上である」とする。帰無仮説が棄却されれば有効と判断し、棄却されなければ無効と判断する。試験全体の有意水準は片側 10%とする。

区間推定には二項分布に基づく正確な信頼区間を用いる。

主たる解析結果はデータセンターが「主たる解析レポート」としてまとめ、研究事務局、研究代表者、グループ代表者、グループ事務局、効果・安全性評価委員会、JCOG代表者に提出する。

研究代表者/研究事務局は主たる解析レポートの内容を総括し、試験全体の結論、問題点、結果の解釈と考察、今後の方針などを主として臨床的観点からまとめた「総括報告書」を作成し、グループ代表者および JCOG データセンター長の承認を得て、効果・安全性評価委員会、JCOG 代表者に提出する。

例)第Ⅲ相試験(非劣性試験)

本試験は主たる解析が最終解析となる。

本試験の主たる解析の目的は、標準治療群である A 群(\bigcirc O療法)に対し、試験治療群である B 群(XX 療法)が、primary endpoint である全生存期間において許容範囲を超えて下回ることが否定できること(非劣性)を検証することである。

試験治療群が標準治療群に対し非劣性であることが証明でき、他のエンドポイントで優れていることが示された場合には、試験治療である〇〇療法がより有用な治療法であると結論する。非劣性が証明できなかった場合、非劣性であっても他のエンドポイントで優らなかった場合には、標準治療である××療法が引き続き有用な治療法であると結論する。

本試験は非劣性を検証する試験であるため、片側検定を行う。試験全体の有意水準はICH-E9に従い、片側2.5%(あるいは単に片側5%)とする。主たる仮説の検証に用いる有意水準およびそれに対応する信頼係数は、中間

Page	旧文書	新文書
	間解析に伴う多重性の調整を踏まえたものを用いる。主たる仮説の検証以外では、要約目的で95%信頼区間を算出する。	解析に伴う多重性の調整を踏まえたものを用いる。主たる仮説の検証以外では、要約目的で95%信頼区間を算出する。
新:86 I日:75	12.2.予定登録数・登録期間・追跡期間 例): phase Ⅲ(優越性試験) 「2.4.3.臨床的仮説と登録数設定根拠」で示した背景に基づき、A 群の〇年生存割合を〇〇%と仮定し、B 群のそれが△%上回るかどうかを検出する優越性試験デザインとした場合、登録 X 年、追跡 X 年、α = 5%(片側)、検出力 80%として、Schoenfeld & Richter の方法(→引用: Schoenfeld DA, Richter JR. Nomograms for calculating the number of patients needed for a clinical trial with survival as an endpoint. Biometrics 1982;38(1):163-170.)を用いて必要解析対象数を求めると、1 群 XXX 例、両群計 XXX 例(必要イベント数〇)となる。なお、標準治療群の〇年生存割合に想定から乖離があった場合の必要解析対象数(必要イベント数)は下表 12.2.1 のようになる。 表 12.2.1.両群の生存期間中央値と検出力に対応する必要解析対象数	生存割合を○○%と仮定し、B 群のそれが△%上回るかどうかを検出する優越性試験デザインとした場合、登録 X 年、追跡 X 年、α = 5%(片側)、検出力 80%として、Schoenfeld & Richter の方法(→引用: Schoenfeld DA, Richter JR. Nomograms for calculating the number of patients needed for a clinical trial with survival as an endpoint. Biometrics 1982;38(1):163-170.)を用いて必要解析対象数を求めると、1 群 XXX 例、両群計 XXX 例(必要イベント数〇)となる。なお、標準治療群の○年生存割合に想定から乖離があった場合の必要解析対象数(必要イベント数)は下表 12.2.1 のようになる。
新:87	例): phase_ III(非劣性試験)	例): <u>第Ⅲ相試験</u> (非劣性試験)
旧:75	表 12.2.1 <mark>.</mark>	表 12.2.1. 両群の生存期間中央値と検出力に対応する必要解析対象数
新:87	例):phase-II	例): <u>第 II 相試験</u>
旧:76	例): < phase -II、1 ステージデザインの場合> 例): < phase- II、2 ステージデザインの場合>	例): < <mark>第Ⅱ相試験</mark> 、1 ステージデザインの場合> 例): < <mark>第Ⅲ相試験</mark> 、2 ステージデザインの場合>
新:88 旧:77	12.3.中間解析と試験の早期中止 ・ここでは中間解析の目的、時期、解析方法について記述する。定期モニタリングにおいて安全性の点から試験を中止する場合の規準については、「14.1.定期モニタリング」に記述する。 ・中間解析・最終解析の詳細な手順については、解析を行う前に別途「解析計画書」を作成してもよい。中間解析を行わない場合には理由とともにその旨を明記する。 ・非劣性試験(phase_III)の場合、中間解析の場合の有効中止(非劣性中止)、無効中止の規準について十分に検討する。例えば以下のようなものが考えられる。 有効中止・優越性 or 非劣性+secondary endpoint の優越性無効中止・試験治療群の標準治療群に対するハザード比の点推定値が	12.3. 中間解析と試験の早期中止 ・ ここでは中間解析の目的、時期、解析方法について記述する。定期モニタリングにおいて安全性の点から試験を中止する場合の規準については、「14.1.定期モニタリング」に記述する。 ・ 中間解析・最終解析の詳細な手順については、解析を行う前に別途「解析計画書」を作成してもよい。 ・ 中間解析を行わない場合には理由とともにその旨を明記する。 ・ 非劣性試験(第III相試験)の中間解析の場合、登録中の中間解析では有意に非劣性が示されただけでは有効中止(非劣性中止)は行わず、有意に優越性が示された場合に有効中止を行うこととし、登録終了後の中間解析では有意に非劣性が示されれば有効中止を行うことを原則とする。無効中止について

Page	旧文書	新文書
	許容ハザード域(ハザード比く1.16)を超えて上回った場合 ・ 中間解析で登録中止となった場合のその後の追跡期間は、あらかじめ登録完了後の追跡期間としてプロトコールで予定していた期間を標準とする。予定していた期間よりも追跡期間を短縮もしくは延長する場合は、効果・安全性評価委員会に改訂申請が必要である。標準以外の設定を用いる場合、プロトコールに明記すること。	 し、試験治療群の標準治療群に対するハザード比の点推定値が許容ハザード域を超えて上回った場合は無効中止することを原則とする。 ・ 中間解析で登録中止となった場合のその後の追跡期間は、あらかじめ登録完了後の追跡期間としてプロトコールで予定していた期間を標準とする。予定していた期間よりも追跡期間を短縮もしくは延長する場合は、効果・安全性評価委員会に改訂申請が必要である。標準以外の設定を用いる場合、プロトコールに明記すること。
新:88 旧:77	12.3.1.中間解析の目的と時期 例): phase -II 例): phase- II	12.3.1. 中間解析の目的と時期 例): <u>第□ 相試験</u> 例): <u>第□ 相試験</u>
新:89 I日:78	12.3.2.中間解析の方法 (例 1) phase-III: Lan & DeMets の α 消費関数 中間解析はデータセンターが行う。試験全体の α エラーを片側 2.5%(あるいは 片側 5.0%)に保つために、中間解析と最終解析における検定の多重性を Lan & DeMets の α 消費関数を用いて調整し、群間の生存期間の差について統計学 的有意性を調べる。α 消費関数として、Ο' Brien & Fleming タイプを用いる(→ 引用: Lan KKG, DeMets DL. Discrete sequential boundaries for clinical trials. Biometrika 1983;70(3):659-663.)。 中間解析の詳細について、データセンターの当該グループ担当統計スタッフは、中間解析の時点までに解析計画書を作成する。実際の中間解析は、当該グループ担当ではない統計スタッフが行い、中間解析レポートを作成する。【優越性試験】 中間解析において、B 群の生存期間が A 群のそれを上回り、層別ログランク検定の p 値が上記方法により規定された水準を下回った場合、統計的に有意と判断し、原則として試験を中止する。B 群の生存曲線が A 群のそれを下回っている場合には、検定による判断を行わず、総合的に試験中止の是非を検討することとする。	12.3.2. 中間解析の方法 例 1) 第 回相試験: Lan & DeMets の α 消費関数 中間解析はデータセンターが行う。試験全体の α エラーを片側 2.5%(あるいは片側 5.%)に保つために、中間解析と最終解析における検定の多重性を Lan & DeMets の α 消費関数を用いて調整し、群間の生存期間の差について統計学的有意性を調べる。 α 消費関数として、O' Brien & Fleming タイプを用いる(→引用: Lan KKG, DeMets DL. Discrete sequential boundaries for clinical trials. Biometrika 1983;70(3):659-663.)。 中間解析の詳細について、データセンターの当該グループ担当統計スタッフは、中間解析の時点までに解析計画書を作成する。実際の中間解析は、当該グループ担当ではない統計スタッフが行い、中間解析レポートを作成する。【優越性試験】 中間解析において、B 群の生存期間が A 群のそれを上回り、層別ログランク検定の p 値が上記方法により規定された水準を下回った場合、統計的に有意と判断し、原則として試験を中止する。B 群の生存曲線が A 群のそれを下回っている場合には、検定による判断を行わず、総合的に試験中止の是非を検討することとする。 無効中止するか否かを判断する為の情報の一つとして、以下を算出する。 Primary endpoint に関する予測確率(predictive probability: Spiegelhalter の方法(一引用: Spiegelhalter DJ, Freedman LS, Parmar MKB. Applying Bayesian ideas in drug development and clinical trials. Statistics in

Medicine 12:1501-1511, 1983.)に基づき研究終了時に得られるハザード

比の分布を推定し、算出する確率)

Page 旧文書	新文書
【非劣性試験】 中間解析において、「12.1 主たる解析と判断規準」に定めた方法で、治療効果のハザード比およびその解析時点での有意水準に対応する信頼区間を算出し、B 群(XX 療法)の全生存期間が A 群(XX 療法)のそれを上回り、多重性を調整したハザード比の信頼区間の上限が許容ハザード比 1.XXX を下回った場合、統計的に有意に非劣性が証明されたと判断する。また、非劣性が証明された場合、引き続き優越性の検証を行う。多重性を調整したハザード比の信頼区間の上限が 1 を下回った場合、統計的に有意に優越性が証明されたと判断する。	#文書 Primary endpoint に関して最終解析時に統計学的有意にB群のA群に対する優越性が証明される予測確率 最終解析時にB群のA群に対するハザード比の点推定値が1点を超えて上回る予測確率 Primary endpoint に関する条件付き検出力(conditional power: Halperin の方法(→引用: Halperin M, Lan KKG, Ware JH, et al. An aid to data monitoring in long-term clinical trials. Controlled Clinical Trials 3:311-323 1982.)に基づき算出する検出力。 中間解析後、B群とA群のハザード比が帰無仮説(HR=1.0)のまま維持されると設定した場合の、中間解析結果を与えたもとでの条件付き検出力 中間解析後、試験治療群と標準治療群のハザード比が試験計画時(HR=0,XX)のまま推移すると想定した場合の、中間解析結果を与えた元での条件付き検出力 中間解析において、「12.1 主たる解析と判断規準」に定めた方法で、治療効果のハザード比およびその解析時点での有意水準に対応する信頼区間を算出し、B群(XX療法)の全生存期間がA群(XX療法)のそれを上回り、多重性を調整したハザード比の信頼区間の上限が許する。また、非劣性が証明された場合、引き続き優越性の検証を行う。多重性を調整したハザード比の信頼区間の上限が1を下回った場合、統計的に有意にまった。場合、統計的に有意にの上限が1を下回った場合、統計的に有意に優越性が証明されたと判断する。 素が中止するか否かを判断する為の情報の一つとして、以下を算出する。 Primary endpoint に関する予測確率(predictive probability: Spiegelhalte らの方法(→引用: Spiegelhalter DJ, Freedman LS, Parmar MKB. Applying Bayesian ideas in drug development and clinical trials. Statistics in Medicine 12:1501-1511, 1983.)に基づき研究終了時に得られるハザート比の分布を推定し、算出する確率) Primary endpoint に関して最終解析時に統計学的有意にB群のA群に対する非常性が証明される予測確率

● Primary endpoint に関する条件付き検出力(conditional power: Halperinら

Page	旧文書	新文書
		の方法(→引用: Halperin M, Lan KKG, Ware JH, et al. An aid to data monitoring in long-term clinical trials. Controlled Clinical Trials 3:311-323, 1982.)に基づき算出する検出力) ・ 中間解析後、B 群と A 群のハザード比が帰無仮説(HR=1.XX)のまま維持されると想定した場合の、中間解析結果を与えたもとでの条件付き検出力 ・ 中間解析後、試験治療群と標準治療群のハザード比が試験計画時(HR=1)のまま推移すると想定した場合の、中間解析結果を与えた元での条件付き検出力
	本試験の中間解析結果に基づく判断規準は以下のとおりである。 ・ 標準治療群(XX 療法)に対して試験治療群(XX 療法)が全生存期間で上回っているものの、非劣性が証明されなかった場合、あるいは、非劣性が証明されたものの優越性が証明されなかった場合はいずれの場合も試験を継続する。 ・ 標準治療群(XX療法)に対して、試験治療群(XX療法)の全生存期間での非劣性が証明され、さらに優越性まで証明された場合、試験を中止する(有効中止)。	本試験の中間解析結果に基づく判断規準は以下のとおりである。 ・ 標準治療群(XX 療法)に対 <mark>する</mark> 試験治療群(XX 療法)の全生存期間での非劣性が証明されなかった場合、あるいは、非劣性が証明されたものの優越性が証明されなかった場合はいずれの場合も試験を継続する。 ・ 標準治療群(XX 療法)に対 <mark>する</mark> 試験治療群(XX 療法)の全生存期間での非劣性が証明され、さらに優越性まで証明された場合、試験を中止する(有効中止)。
	例 2) phase III: SWOG の方法 例 3) phase II: SWOG の方法* 中間解析は Southwest Oncology Group(SWOG)の方法(→引用: Green S, Benedetti J, Crowley J. The design of clinical trials. In: Clinical trials in oncology. 2nd ed. Boca Raton: Chapman & Hall/CRC; 2003. p.41-77.)に準じて以下のようにデータセンターで行う。 登録数が XX 例に達した時点で、データセンターは研究事務局にその旨を通知し、中間解析を行えるデータが得られる解析時期(〇か月後)を予想する。データセンターは研究事務局と協力して予想した解析時期に適切な中間解析が行えるよう、記録用紙の督促や記録用紙の不明点の問い合わせなどを行う。研究事務局は解析に先だって記録用紙の検討(CRF review)を行い、解析に用いる効果判定などのデータを確定する。 データセンターは、研究事務局により確定された最良総合効果(11.1.8.)を用いて奏効割合(11.3.6.)を算出し、得られた奏効割合に基づいて、対立仮説	例 2) <mark>第 Ⅲ 相試験</mark> : SWOG の方法 例 3) <mark>第 Ⅱ 相試験 - 2 stage design:</mark> SWOG の方法 [※]

Page	旧文書	新文書
	H _a (真の奏効割合が○%以上である)が棄却できるかどうかを有意水準 0.05 で	
	調べる。対立仮説が棄却された場合、「本治療レジメンは期待された効果が得	
	られる見込みがない」と判断して試験を中止する。対立仮説が棄却されない場	
	合、「本治療レジメンは期待された効果が得られる見込みがある」と判断して 登録を継続する。	
	※オリジナルの SWOG の方法 は、全体のαが 0.05、 中間解析 の対立仮説の 検定の有意水準 は 0.02。	
	例 4)< 第Ⅱ相試験、2 ステージデザインの場合>	
	中間解析は Southwest Oncology Group (SWOG) の方法(→引用: Green S,	中間解析は Southwest Oncology Group(SWOG)の方法(→引用: Green S,
	Benedetti J, Crowley J. The design of clinical trials. In: Clinical trials in oncology.	Benedetti J, Crowley J. The design of clinical trials. In: Clinical trials in oncology.
	2nd ed. Boca Raton: Chapman & Hall/CRC; 2003. p.41-77.)に準じて以下のようにデータセンターで行う。	2nd ed. Boca Raton: Chapman & Hall/CRC; 2003. p.41-77.) に準じて以下のようにデータセンターで行う。
	登録数が XX 例に達した時点で、データセンターは研究事務局にその旨通	登録数が XX 例に達した時点で、データセンターは研究事務局にその旨 <u>を</u>
	知し、中間解析を行えるデータが得られる解析時期(〇か月後)を予想する。	通知し、中間解析を行えるデータが得られる解析時期(〇か月後)を予想す
	データセンターは研究事務局と協力して予想した解析時期に適切な中間解析	る。データセンターは研究事務局と協力して予想した解析時期に適切な中間
	が行えるよう、記録用紙の督促や記録用紙の不明点の問い合わせなどを行	解析が行えるよう、記録用紙の督促や記録用紙の不明点の問い合わせなど
	う。研究事務局は解析に先だって記録用紙の検討(CRF review)を行い、解析	を行う。研究事務局は解析に先だって記録用紙の検討(CRF review)を行い、
	に用いる効果判定などのデータを確定する。	解析に用いる効果判定などのデータを確定する。
	データセンターは、研究事務局により確定された最良総合効果(11.1米)を	データセンターは、研究事務局により確定された最良総合効果(11.1. <mark>9.</mark>)を
	用いて奏効割合(11.3.*)を算出し、得られた奏効割合に基づいて、対立仮説	用いて奏効割合(11.3.6)を算出し、得られた奏効割合に基づいて、対立仮説
	HA(真の奏効割合が♀%以上である)が棄却できるかどうかを有意水準 0.05 で	H _A (真の奏効割合が <mark>○</mark> %以上である)が棄却できるかどうかを有意水準 0.05 で
	調べる。対立仮説が棄却された場合、「本治療レジメンは期待された効果が得られる見込みがない」と判断して試験を中止する。対立仮説が棄却されない場	調べる。対立仮説が棄却された場合、「本治療レジメンは期待された効果が得られる見込みがない」と判断して試験を中止する。対立仮説が棄却されない場
	られる見込みがない。 合、「本治療レジメンは期待された効果が得られる見込みがある」と判断して	られる兄込みがない」と判断して試験を中止する。対立仮説が集却されない場合、「本治療レジメンは期待された効果が得られる見込みがある」と判断して
	古、「本石原レングンは朔付された効果が待られる兄込みがめる」と刊倒して登録を継続する。	ロ、「本石原レングンは期付された刈未が待られる兄込みがめる」と刊到して 登録を継続する。
	以下に全登録例が全適格例であった場合の判断規準を示す。	以下に全登録例が全適格例であった場合の判断規準を示す。
新:91		
旧:79	12.3.3. 中間解析結果の報告と審査	12.3.3. 中間解析結果の報告と審査
	例) phase -II	例) <mark>第Ⅱ相試験</mark>
≠ F.0.2	例) phase-III	例) <u>第</u> Ⅲ <u>相試験</u>
新:92 I日:80	12.4. Secondary endpoints の解析	12.4. Secondary endpoints の解析
1Ц.00	例: phase-III)	例: <mark>第皿相試験</mark>)
	試験の主たる解析結果を補足する考察を行う目的で secondary endpoints	試験の主たる解析結果を補足する考察を行う目的で secondary endpoints

Page	旧文書	新文書
	の解析を行う。Secondary endpoint の解析は探索的であるため、多重性の調整は行わない。必要に応じて群間比較を行うが、群間比較の結果が有意でない場合には、両群に差がないということを意味しないことに注意する。	の解析を行う。Secondary endpoint の解析は探索的であるため、多重性の調整は行わない。必要に応じて群間比較を行うが、群間比較の結果が有意でない場合には、両群に差がないということを意味しないことに注意する。
新:92 I日:80	12.4.1. 安全性の secondary endpoints の解析 例: phase III) Secondary endpoints のうち、安全性のエンドポイントは、有害事象発生割合、重篤な有害事象発生割合、手術合併症割合(プロトコール治療に手術を含む場合)、術後照射早期合併症割合/晩期合併症割合(プロトコール治療に放射線治療を含む場合)であり、これらは原則として定期モニタリングの項目とする(「14.1.定期モニタリング」)。	12.4.1. 安全性の secondary endpoints の解析 例: 第 相試験) Secondary endpoints のうち、安全性のエンドポイントは、有害事象発生割合、重篤な有害事象発生割合、手術合併症割合(プロトコール治療に手術を含む場合)、術後照射早期合併症割合/晩期合併症割合(プロトコール治療に放射線治療を含む場合)、術後の呼吸機能低下割合(モニタリングで集計が困難なエンドポイントの例)である。これらは原則として定期モニタリングの項目とする(「14.1.定期モニタリング」)。 術後の呼吸機能低下割合は登録期間中は適切な分母と分子の設定が困難であるために結果の解釈は不可能であるものの、データが集計可能な形で得られていることを確認する目的で定期モニタリング時に集計を行う。
	有害事象発生割合、重篤な有害事象発生割合については、試験治療群は標準治療群と比較して大きく上回らないことを期待する。(非劣性試験の場合は、「同等もしくは低いことを期待する」となる。)有害事象発生割合は各有害事象発生の頻度を集計すると共に、Grade 3 以上の発生割合を算出する。臨床検査値以外の有害事象についてはGrade 2以上の発生割合も算出する。重篤な有害事象である、Grade 4 の非血液毒性、早期死亡、治療関連死亡は定期モニタリングレポートにて登録番号とその詳細を報告する。また、Grade 4 の非血液毒性発生割合、早期死亡割合、治療関連死亡発生割合は、中間解析、主たる解析、最終解析時に割合を算出する。割合の区間推定は二項分布に基づく正確な信頼区間を用いて行う。これらのエンドポイントに関してはいずれも統計学的な検定に基づく判断は行わないが、必要に応じて Fisher の直接確率計算法による検定を用いて群間比較を行う。	有害事象発生割合、重篤な有害事象発生割合については、試験治療群は標準治療群と比較して大きく上回らないことを期待する。(非劣性試験の場合は、「同等もしくは低いことを期待する」となる。)有害事象発生割合は各有害事象発生の頻度を集計すると共に、Grade 3以上の発生割合を算出する。臨床検査値以外の有害事象については Grade 2以上の発生割合も算出する。重篤な有害事象である、Grade 4の非血液毒性、早期死亡、治療関連死亡は定期モニタリングレポートにて登録番号とその詳細を報告する。また、Grade 4の非血液毒性発生割合、早期死亡割合、治療関連死亡発生割合は、中間解析、主たる解析、最終解析時に割合を算出する。割合の区間推定は二項分布に基づく正確な信頼区間を用いて行う。これらのエンドポイントに関してはいずれも統計学的な検定に基づく判断は行わないが、必要に応じて Fisher の直接確率計算法による検定を用いて群間比較を行う。
新:92 旧:81	12.4.2. 有効性の secondary endpoints の解析 • 有効性の secondary endpoints の解析時期と解析時の判断規準を記述する。 例:phase-Ⅲ)	12.4.2. 有効性の secondary endpoints の解析 • 有効性の secondary endpoints の解析時期と解析時の判断規準を記述する。 例: <mark>第Ⅲ 相試験</mark>)
新:93 旧:81	12.5. 最終解析	12.5. 最終解析 • 最終解析の時期 <mark>と手順</mark> について記述する。

Page	旧文書	新文書
	例:phase-III) 追跡期間終了後、最終調査によりデータを確定した後にすべてのエンドポイントに対する解析を行う。 それ以外の時期は、プロトコールに記載した場合または効果・安全性評価委員会の許可を得た場合を除き、primary endpoint の群間比較、有効性のsecondary endpoints の群間比較を行わない。 最終解析結果はデータセンターが「最終解析レポート」としてまとめ、研究事務局、研究代表者、グループ代表者、グループ事務局、効果・安全性評価委員会、JCOG代表者に提出する。 研究代表者/研究事務局は最終解析レポートの内容を総括し、試験全体の結論、問題点、結果の解釈と考察、今後の方針などを主として臨床的観点からまとめた「総括報告書」(先に主たる解析レポートで「総括報告書」が作成されている場合は、更新分を追加した「総括報告書(増補版)」とする)を作成し、グループ代表者および JCOG データセンター長の承認を得て、効果・安全性評価委員会、JCOG代表者に提出する。 効果・安全性評価委員会の総括報告書承認をもって「試験終了」とする。	イントに対する解析を行う。なお、本試験は主たる解析が最終解析となる(12.1.参照)。 それ以外の時期は、プロトコールに記載した場合または効果・安全性評価委員会の許可を得た場合を除き、primary endpoint の群間比較、有効性のsecondary endpoints の群間比較を行わない。 最終解析結果はデータセンターが「最終解析レポート」としてまとめ、研究事務局、研究代表者、グループ代表者、グループ事務局、効果・安全性評価委員会、JCOG 代表者に提出する。 研究代表者/研究事務局は最終解析レポートの内容を総括し、試験全体の結論、問題点、結果の解釈と考察、今後の方針などを主として臨床的観点からまとめた「総括報告書」(先に主たる解析レポートで「総括報告書」が作成されている場合は、更新分を追加した「総括報告書(増補版)」とする)を作成し、
新:93 I日:81	12.6. 探索的解析 ・ 試験開始時点で予定している探索的解析について記述する。 例:phase-III) 治療効果と部分対象集団との交互作用を検討するため、次に示す因子に関して探索的にサブグループ解析を実施する。これらの解析は十分な検出力を担保して行うものでなく、また多重性の調整も行わないため、各サブグループ解析の結果はあくまで探索的な結果と解釈する。 サブグループ解析を予定している因子 ・年齢(XX 歳未満/ XX 歳以上) ・PS(0、1 / 2)	関して探索的にサブグループ解析を実施する。これらの解析は十分な検出力
新:93		12.7. 研究終了 最終解析レポートが、データセンターより研究事務局、研究代表者、グルー

Page	旧文書	新文書
		プ代表者、グループ事務局、効果・安全性評価委員会、JCOG 代表者へ提出された日をもって、「研究終了」とする。 最終解析レポートを受け取った研究代表者/研究事務局は、結果の概要とともに研究が終了したことの報告を参加施設の研究者に対して行う。最終解析レポートの参加施設への配布のタイミングは、主たる結果の公表時期などを考慮して研究代表者/研究事務局が決定し、研究代表者/研究事務局が自らもしくはデータセンターを通じて最終解析レポートを参加施設の研究者に配布する。 研究終了の報告を受けた施設研究責任者は、遅滞なく医療機関の長に研究終了と結果の概要を文書にて報告する。結果の概要については、最終解析終了後に研究事務局が作成する「総括報告書」を用いて報告してもよい。なお、患者登録がなかった施設においては登録終了日をもって当該施設の研究終了日としてもよい。
新:94 旧:83	13.1. 患者の保護 本試験に関係するすべての研究者は「ヘルシンキ宣言」(日本医師会訳) ¹⁾ および「 <mark>臨床研究に関する倫理指針</mark> 」(平成 20 年厚生労働省告示第 415 号) ²⁾ に従って本試験を実施する。 本プロトコールでの「医療機関」は、上記指針における「 <mark>臨床</mark> 研究機関」に対応する。 1) http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2013j.pdf 2) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html	13.1.患者の保護 本試験に関係するすべての研究者は「ヘルシンキ宣言」(日本医師会訳) ¹⁾ および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学 省・厚生労働省告示第3号) ²⁾ に従って本試験を実施する。 本プロトコールでの「医療機関」は、上記指針における「研究機関 <mark>および共同研究機関</mark> 」に対応する。 1) http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2013j.pdf 2) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyuiggyou/i-kenkyu/index.html
新:94 旧:83	説明する項目および内容1) 病名、病期、推測される予後に関する説明(Helsinki 6)2) 本研究が臨床試験であり、JCOG が実施する研究であること(Helsinki 5、6、10、12、21、22、31)3) 本試験のデザインおよび根拠(rationale:意義、登録数、必要性、目的、割付など)(Helsinki 22、31、33)4) プロトコール治療の内容(Helsinki 16、18、22、33) 楽品名、投与法、投与量、治療周期、プロトコール治療全体の期間など5) プロトコール治療により期待される効果(Helsinki 16、17、18) 延命効果、腫瘍縮小効果、症状緩和効果など	説明する内容1) 病名、病期、推測される予後に関する説明(Helsinki 6)(指針第 12 3⑤)2) 本研究が臨床試験であり、JCOG が実施する研究であること(Helsinki 5、6、10、12、21、22、31)(指針第 12 3①、②、③)3) 本試験のデザインおよび根拠(Helsinki 22、31、33)(指針第 12 3③、④)4) プロトコール治療の内容(Helsinki 16、18、22、33)(指針第 12 3④)5) プロトコール治療により期待される効果(Helsinki 16、17、18)(指針第 12 36)予期される有害事象、合併症、後遺症とその対処法について(Helsinki 15、16、17、18)(指針第 12 3⑥、⑨)

Page	旧文書	新文書
	6) 予期される有害事象、合併症、後遺症とその対処法について(Helsinki 15、 16、17、18)	合併症、後遺症、治療関連死を含む予期される有害事象の程度と頻度、それらが生じた際の対処法に関する説明
	合併症、後遺症、治療関連死を含む予期される有害事象の程度と頻度、それらが生じた際の対処法に関する説明	7) プロトコール治療終了後の後治療も適切に行われること(Helsinki 18、22、 34) (指針第 12 3①)
	7) プロトコール治療終了後の後治療も適切に行われること(Helsinki 18、22、34)	8) 費用負担と補償(Helsinki 15、22)(指針第 12 3(3、(5、(9))) 治療にかかる費用は保険制度でまかなわれること、健康被害が生じた場合
	8) 費用負担と補償(Helsinki 15、22) 治療にかかる費用は保険制度でまかなわれること、健康被害が生じた場合	の補償は一般診療での対処に準ずることなど、一般診療と同様であること の説明
	の補償は一般診療での対処に準ずることなど、一般診療と同様であることの説明	9) 代替治療法(Helsinki 37) <mark>(指針第 12 3億)</mark> 本試験に参加しなかった場合に受け得る治療の説明
	9) 代替治療法(Helsinki 37) 本試験に参加しなかった場合に受け得る治療の説明	10) 予想される利益と可能性のある不利益について(Helsinki 11、16、17、18) (指針第 12 3⑥、⑲)
	10) 予想される利益と可能性のある不利益について(Helsinki 11、16、17、18) 試験に参加することによって享受できると思われる利益と被る可能性のある	試験に参加することによって享受できると思われる利益と被る可能性のある 不利益に関する説明
	不利益に関する説明 11) 病歴の直接閲覧について(Helsinki 23)	11) 病歴の直接閲覧について(Helsinki 23)(指針第 12 3例) 「精度管理のため他の医療機関の医療関係者が医療機関の長の許可を得
	「精度管理のため他の医療機関の医療関係者が医療機関の長の許可を得て病歴などを直接閲覧すること」など監査の受け入れに関する説明 12) 同意拒否と同意撤回(Helsinki 8、9、10、14、25、26、27、28、29)	て病歴などを直接閲覧すること」など監査の受け入れに関する説明 12) 同意拒否と同意撤回(Helsinki 8、9、10、14、25、26、27、28、29)(指針第123 7、8、7)
	試験参加に先立っての同意拒否が自由であることや、いったん同意した後 の撤回も自由であり、それにより不当な診療上の不利益を受けないこと	が、の、他、が 試験参加に先立っての同意拒否が自由であることや、いったん同意した後 の撤回も自由であり、それにより不当な診療上の不利益を受けないこと
	※同意撤回とは、研究参加への同意の撤回(下記②、③)を意味し、プロトコール治療継続の拒否(下記①)とは区別すること。同意の撤回が表明さ	
	れた場合には、下記②か③のいずれであるかを明確にし、速やかに JCOG データセンターに連絡すること。③の場合は当該患者のデータを	
	データベースから削除する必要がある。 ① 患者拒否:以降のプロトコール治療継続の拒否(フォローアップは	
	続ける)。 ② 同意撤回:研究参加への同意を撤回し、以後のプロトコールに従っ	
	た治療、フォローアップのすべてを不可とすること。同意撤回以前 のデータの研究利用は可。 ③ 全同意撤回:研究参加への同意を撤回し、登録時の情報を含む研	
	③ 全向息撤回: 研究参加への向息を撤回し、登録時の情報を含む研究参加時点からのすべてのデータの研究利用を不可とすること。 13) 人権保護(Helsinki 7、9、24)	13) 人権保護(Helsinki 7、9、24) <mark>(指針第 12 3⑪)</mark>
	IO/ NIE M収入 (I IOIOII IN / 、 V、 LT/	TO/ /NTEIMIZ (TIDISITINI / V V ZT/ NTEW 対 TZ VIII/

Page	旧文書	新文書
	氏名や個人情報は守秘されるための最大限の努力が払われること 14) 利益相反 の管理 (Helsinki 22、23、36)	氏名や個人情報は守秘されるための最大限の努力が払われること 14) 利益相反 <mark>について</mark> (Helsinki 22、23、36) <mark>(指針第 12 3億、第 18(3))</mark> 15) データの二次利用(Helsinki 34) <mark>(指針第 12 3億)</mark>
	15) データの二次利用(Helsinki 34) JCOG の委員会が承認した場合に限り、個人識別情報とリンクしない形でデータを二次利用する(メタアナリシスなど)可能性があること	JCOG の委員会が承認した場合に限り、個人識別情報とリンクしない形でデータを二次利用する(メタアナリシスなど)可能性があること 16) 研究に関する情報公開の方法(指針第 12 3 9) 17) 質問の自由(Helsinki 8、9、24) (指針第 12 3 1)、②、⑩、⑷)
	16) 質問の自由(Helsinki 8、9、24) 担当医の連絡先のみでなく、医療機関の研究責任者、試験の研究代表者 (または研究事務局)の連絡先を文書で知らせ、試験や治療内容について 自由に質問できることの説明 ※以下については該当する場合に説明する。 17) 医薬品を保険適用外で使用することと負担に関することの説明(Helsinki 16) 18) 病理中央診断について(Helsinki 24) 19) 効果の中央判定について(Helsinki 24)	担当医の連絡先のみでなく、医療機関の研究責任者、試験の研究代表者 (または研究事務局)の連絡先を文書で知らせ、試験や治療内容について 自由に質問できることの説明 ※以下については該当する場合に説明する。 18) 医薬品を保険適用外で使用することと負担に関することの説明(Helsinki 16) 19) 病理中央診断について(Helsinki 24) (指針第123②) 20) 効果の中央判定について(Helsinki 24) (指針第123②) 21) 附随研究(試料解析研究、バイオバンクを含む)用の検体採取について
	 20) 附随研究(試料解析研究、バイオバンクを含む)用の検体採取について (Helsinki 32) 21) 放射線治療の品質管理・品質保証活動における診療情報の参照について (Helsinki 24) 治療内容などの品質管理・品質保証活動に必要な診療情報が、医療機関外 の医療関係者により参照されること 	(Helsinki 32) (指針第 12 3①) 22) 放射線治療の品質管理・品質保証活動における診療情報の参照について (Helsinki 24) (指針第 12 3②)) 治療内容などの品質管理・品質保証活動に必要な診療情報が、医療機関外 の医療関係者により参照されること 23) 子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴に関する重要な知見がある場合の取扱い(指針第 12 3⑧)
新:95 I日:84	13.2.2.同意 同意文書は 2 部コピーし、1 部は患者本人に手渡し、1 部は施設コーディネーターが保管する。原本はカルテもしくは医療機関で定められた保管場所に保管する。	13.2.2.同意 同意書は 2 部コピーし、1 部は患者本人に手渡し、1 部は施設コーディネーターが保管する。原本はカルテもしくは医療機関で定められた保管場所に保管する。
新:95		13.2.3.同意後の問い合わせ、相談等に対する対応 登録後に患者やその家族から本試験に関する相談があった場合には、原 則として当該患者の医療機関の研究者(施設研究責任者、施設コーディネー ター、担当医)が対応にあたる。対応の方法が不明な場合には、相談の内容 にあわせて研究事務局、研究代表者、グループ事務局、グループ代表者、データセンター、運営事務局等と協議の上で対応する。

Page	旧文書	新文書
新:95 I日:84	13.3.1.JCOG が従うポリシー、法令、規範 JCOG は JCOG 研究を行うにあたり、原則として「JCOG プライバシーポリシー」の他、以下の法令、規範に従う。下記以外の法令、規範、ポリシーが適応 となる場合は、加えて従うこととする。	13.3.1.JCOG が従うポリシー、法令、規範
新:95 I日:84	13.3.2.個人情報の利用目的と利用する項目、および利用方法 2) 利用する項目 JCOG が患者の同定や照会のために最低限必要と考え、利用する項目は下記のとおりとする。 患者 ID(カルテ番号)、生年月日、イニシャル、病理検体番号(必要時)すなわち、患者氏名など、上記以外の個人情報が参加医療機関からデータセンターへ知らされることはなく、もし誤って知らされた場合には、記録媒体によらず破棄するか、もしくはマスキングなど判読不能とする適切な処理を行った上で保管する。	13.3.2.個人情報の利用目的と利用する項目、および利用方法 2) 利用する項目 JCOG が患者の同定や照会のために最低限必要と考え、利用する項目は下記のとおりとする。 患者 ID(カルテ番号)、生年月日、病理検体番号(必要時)すなわち、患者氏名など、上記以外の個人情報が参加医療機関からデータセンターへ知らされることはなく、もし誤って知らされた場合には、記録媒体によらず破棄するか、もしくはマスキングなど判読不能とする適切な処理を行った上で保管する。
新:96		13.3.3.データ等の保管 参加施設における本試験に関するデータの保管期限は最終解析レポート 提出日から 5 年、あるいは、本試験に関連したあらゆる論文の公表日から 3 年のいずれか遅い日までとし、期限を過ぎた後も出来るだけ長期に保管する ことが推奨される。保管期間経過後、本試験に関する試料および情報を廃棄 する場合は、匿名化したのち廃棄すること。なお、JCOG データセンターに収 集したデータの保管期限は長期の追跡および二次的研究利用等の可能性を 鑑み半永久的とする。
新:96 I日:85	13.5.1. 試験参加開始時の承認 本試験への参加に際しては、本プロトコールおよび患者への説明文書を用い て試験を実施すること <mark>が</mark> 、各医療機関の承認を得なければならない。	13.5.1. 試験参加開始時の承認 本試験への参加に際しては、本プロトコールおよび患者への説明文書を用いて試験を実施すること <mark>について</mark> 、各医療機関の <mark>長の</mark> 承認を得なければなら

Page	旧文書	新文書
	承認が得られた場合、各医療機関の施設コーディネーターは各医療機関の 承認文書の <u>コピーをデータセンターへ送付</u> する。承認文書原本は施設コーディネーターが保管、コピーはデータセンターが保管する。	ない。 当該医療機関の長の承認が得られた場合、各医療機関の施設コーディネーターは各医療機関の承認文書のコピーをデータセンターへ送付する。承認文書原本は施設コーディネーターが保管、コピーはデータセンターが保管する。
新:98 I日:87	13.7.JCOG 研究に関わる者の利益相反(COI)の管理について JCOG の研究に関わる研究者や JCOG 研究を支援する者の COI は以下のように管理する。 1) 施設研究責任者や施設コーディネーターなど参加施設での診療において JCOG 研究に関わる者の COI については、参加施設の医療機関の規定に従う。 2) 研究代表者や研究事務局、グループ代表者やグループ事務局など、 JCOG 研究に中心的な役割をもって関わる者の COI については、JCOG COI 委員会が管理する。この他、JCOG の効果・安全性評価委員会などの委員や、個々の JCOG 研究に関わる JCOG データセンター/運営事務 局スタッフの COI についても同様に管理する。	13.7.JCOG 研究に関わる者の利益相反(COI)について
新:98		13.7.1.JCOG 研究に関わる者の COI 管理について JCOG の研究に関わる研究者や JCOG 研究を支援する者の COI は以下のように管理する。 1) 施設研究責任者や施設コーディネーターなど参加施設での診療において JCOG 研究に関わる者の COI については、参加施設の医療機関の規定に従う。 2) 研究代表者や研究事務局、グループ代表者やグループ事務局など、 JCOG 研究に中心的な役割をもって関わる者の COI については、JCOG 利益相反委員会が管理する。この他、JCOG の効果・安全性評価委員会などの委員や、個々の JCOG 研究に関わる JCOG データセンター/運営事務局スタッフの COI についても同様に管理する。
新:98		13.7.2.本試験に中心的な役割を持つ者の COI について 研究代表者や研究事務局、グループ代表者、グループ事務局が、JCOG 利益相反ポリシーに定めた一定額以上の COI を有する場合には、該当する COI について JCOGホームページにて公開し、年1回を目途に更新を行う。本試験開始の上記4者の COI は以下のとおり。

Page	旧文書	新文書
		【COIなしの記載例】 本試験に関連し、開示すべき利益相反はない。 【COIありの記載例】 本試験に関連し、開示すべき利益相反は以下のとおり。 研究代表者 奨学(奨励)寄付金(XXXXX年):XXXX株式会社、XXXX株式会社
新:99		13.10.本試験に関する情報公開 本試験の概要、進捗状況、主な結果はJCOGホームページ(www.jcog.jp)およびUMIN-CTR(www.umin.ac.jp/ctr/)で公開する。UMIN試験IDは、上記のいずれかのサイトから確認可能である。
新:100 I日:88	14.1. 定期モニタリング	14.1. 定期モニタリング 本試験では、試験が安全に、かつプロトコールに従って実施されているか、
新:102		14.1.1. 同意撤回 同意撤回 同意撤回とは、研究参加への同意の撤回を意味し、プロトコール治療継続の拒否(下記①)とは区別する。同意の撤回が表明された場合には、下記②か③のいずれであるかを明確にし、速やかに JCOG データセンターに連絡すること。

Page	旧文書		新文書
			データセンターは②同意撤回の場合は、以降のプロトコールに従ったフォローアップの依頼を中止する。③の場合は、全同意撤回であることが確認された時点で、当該患者のデータをデータベースから削除する。 当該患者のフォローアップの依頼の中止および患者データ削除の手順は別途、手順書に定めることとし、それぞれの作業が完了したことを、当該研究代表者、研究事務局に報告する。 ① 患者拒否:以降のプロトコール治療継続の拒否(フォローアップは続ける)。 ② 同意撤回:研究参加への同意を撤回し、以後のプロトコールに従った治療、フォローアップのすべてを不可とすること。同意撤回以前のデータの研究利用は可。 ③ 全同意撤回:研究参加への同意を撤回し、登録時の情報を含む研究参加時点からのすべてのデータの研究利用を不可とすること。
新:102 旧:91	施設訪問監査 JCOG では、研究の科学的・倫理的な質の向上と教育を目的とする施設訪問監査を行う。	14.2.	施設訪問監査 JCOG では、「JCTN 施設訪問監査ガイドライン」に従って、 研究の科学的・ 倫理的な質の向上と教育を目的とする施設訪問監査を行う。
新:104 旧:92	15.特記事項 15.1. 例:腫瘍縮小効果の中央判定 ・施設での効果判定の CRF が記入されていない症例や治療中の症例に対して中央判定を行うと、原資料に記録された施設の担当医の判定と、中央判定の結果が記入された CRF との間で必然的に不整合が生じる。その結果、治療継続/中止の判断と CRF に記入された効果との間にも不整合が生じ、逸脱・違反の判断も困難となる。中央判定の対象は施設での効果判定が終了(プロトコール治療終了)し、効果に関する CRF が揃っている症例に限るべきである。	15.1.	例: 腫瘍縮小効果の中央判定 ・ 施設での効果判定の CRF が記入されていない症例や治療中の症例に対して中央判定を行うと、原資料に記録された施設の担当医の判定と、中央判定の結果が記入された CRF との間で必然的に不整合が生じる。その結果、治療継続/中止の判断と CRF に記入された効果との間にも不整合が生じ、逸脱・違反の判断も困難となる。中央判定の対象は施設での効果判定が終了(プロトコール治療終了)し、効果に関する CRF が揃っている <u>患者</u> に限るべきである。
新:105 旧:93	15.5.JCOG <mark>バイオバンクプロジェクト</mark> 【参加しない場合】 本試験は、JCOG バイオバンク プロジェクト へは参加しない。 【参加する場合】 本試験は、JCOG バイオバンク プロジェクト に参加する。	15.5.	JCOG- <mark>バイオバンク・ジャパン(BBJ)連携バイオバンク</mark> 【参加しない場合】 本試験は、全 JCOG 試験共通のプロトコールに基づく JCOG-BBJ 連携バイオバンクでの血液試料(DNA・血漿)のバンキングへは参加しない。 【参加する場合】 本試験は、全 JCOG 試験共通のプロトコールに基づく JCOG-BBJ 連携バイオバンクでの血液試料(DNA・血漿)のバンキング(以下、「共通バンキング」と呼

Page	旧文書	新文書
	対象:本試験への参加に同意した患者のうち、バンキングへの同意が得られた患者 試料: 1)全血 採血は、原則として本試験のプロトコール治療開始前に行う。ただし、プロトコール治療開始後の採血も許容する。JCOG バイオバンクプロジェクト専用の EDTANa 入り採血管(血算用)を用いて7 mL×2 本(計14 mL)の静脈血を採血し、試料搬送・処理業者に手渡すまで各施設で4℃にて保管する(詳細は「JCOG バイオバンクプロジェクト実施計画書」参照)。 2)病理組織 手術や生検・臨床検査等の日常診療における保存病理組織も収集予定であるが、当該患者の診療に支障なく提供可能な保存組織の有無の判断や、病理組織の種類、標本作製方法および組織量等、また収集の時期・方法等の具体的運用方法は現時点では未定である。従って、診療後の保存病理組織利用に関する同意はバンキングへの同意時に得ておくこととするが、実際の収集は、「JCOG バイオバンクプロジェクト実施計画書」の改訂を行い、詳細を定めたうえで開始する。	対象:本試験への参加に同意した患者のうち、共通バンキングへの同意が得られた患者 試料: 1)全血 採血は、原則として本試験のプロトコール治療開始前に行う。ただし、プロトコール治療開始後の採血も許容する。JCOGBBJ連携バイオバンクの共通バンキング専用の EDTANa 入り採血管(血算用)を用いて 7mL×2本(計14 mL)の静脈血を採血し、試料搬送・処理業者に手渡すまで各施設で 4°Cにて保管する(詳細は「JCOG-バイオバンク・ジャパン連携バイオバンク実施計画書」参照)。 2)病理組織 手術や生検・臨床検査等の日常診療における保存病理組織も将来の試料解析研究で使用され得るものの、研究によって必要な病理組織の種類、標本作製方法および組織量は異なり、前向きに一定の方法で病理組織をバンキングすることが効率的であるとのコンセンサスは必ずしも得られていない。さらに保存病理組織から薄切した標本を長期保存する場合、試料が劣化(DNA が断片化)するとの意見もある。従って、診療後の保存病理組織利用に関する同意はバンキングへの同意時に得ておくこととするが、実際の収集は、個別に実施計画書を作成し、研究内容に最も適した手順を実施計画書に定めた上で開始する。
	16.研究組織	16.研究組織
:112 I日:100	17.研究結果の発表 すべての共著者は投稿前に論文内容を review し、発表内容に合意した者 のみとする。内容に関して、議論にても合意が得られない場合、研究代表者 はグループ代表者の了承の上で、その研究者を共著者に含めないことができ る。	17.研究結果の発表 すべての共著者は投稿前に論文内容を review し、発表内容に合意した者のみとする。内容に関して、議論にても合意が得られない場合、研究代表者はグループ代表者の了承の上で、その研究者を共著者に含めないことができる。グループとデータセンター/運営事務局間で合意が得られない場合、最終的には JCOG 代表者の指示に従う。